

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

保 健 消 防 委 員 会 記 録

日	令和2年6月12日（金）（第2回定例会）			
時	午前9時28分 開議（ 休 憩 な し ） 午後1時31分 散会			
場 所	第4委員会室			
出席委員	茂手木 直 忠	白 鳥 誠	青 山 雅 紀	渡 辺 忍
	小 坂 さとみ	石 川 弘	椛 澤 洋 平	酒 井 伸 二
	向 後 保 雄	三 須 和 夫		
欠席委員	な し			
担当書記	石 黒 薫 子 多 田 進之介			
説 明 員	保健福祉局			
	保健福祉局長	山元 隆司	医療衛生部長	今泉 雅子
	高齢障害部長	佐藤 ひとみ	医療衛生部長参事	柿崎 恵司
	保護課長	鳩川 進一	不正受給対策室長	小柳 寛
	医療政策課長	風戸 一彦	健康危機管理担当課長	舘岡 恭子
	健康保険課長	船越 徹	介護保険事業課長	清田 信之
	障害福祉サービス課長	神津 規之	精神保健福祉課長	松田 正巳
	消防局			
	消防局長	中村 由明	総務部長	白井 一広
	警防部長	石川 裕也	総務課長	市村 裕二
	救急課長	亀山 俊一		
	病院局			
	病院局次長	初芝 勤	青葉病院長	山本 恭平
	経営企画課長	布施 善幸	事業調整担当課長	西野 弘一郎
	管理課長	高澤 賢一	人事・定数担当課長	千代田 操子
	青葉病院医事室長	西村 和弘	海浜病院医事室長	鈴木 進一
	総括主幹	香取 良久		
審 査 案 件	議案第61号・専決処分について（令和2年度千葉市一般会計補正予算（第1号））（令和2年4月21日）中所管 議案第62号・専決処分について（令和2年度千葉市一般会計補正予算（第2号））（令和2年4月28日）中所管 議案第63号・専決処分について（令和2年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））（令和2年4月28日） 議案第64号・専決処分について（令和2年度千葉市一般会計補正予算（第3号））（令和2年5月8日）中所管 議案第65号・専決処分について（千葉市国民健康保険条例の一部改正）（令和2年4月28日） 議案第66号・専決処分について（千葉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）（令和2年5月22日） 議案第67号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第4号）中所管 議案第69号・令和2年度千葉市病院事業会計補正予算（第1号）			

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

	議案第69号・令和2年度千葉市病院事業会計補正予算（第1号） 発議第4号・千葉市国民健康保険条例の一部改正について
そ の 他	委員席の指定 年間調査テーマについて 委員会視察について
委 員 長 茂手木 直 忠	

午前9時28分開議

○委員長（茂手木直忠君） おはようございます。

ただいまから保健消防委員会を開きます。

委員席の指定

○委員長（茂手木直忠君） 委員席につきましては、ただいまお座りの席を指定いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

本日審査を行います案件は、議案8件、発議1件です。

お手元に配付してあります進め方の順序に従って進めてまいります。

案件審査の後、年間調査テーマの設定について御協議いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、適宜窓を開け、換気を行うことといたしますので、御理解願います。

傍聴の皆様申し上げます。

委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守していただきますようお願いいたします。

議案第61号審査

○委員長（茂手木直忠君） それでは、案件審査を行います。

初めに、議案第61号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分中所管についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。医療衛生部長。

○医療衛生部長 医療衛生部でございます。

議案第61号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分について説明いたします。

座って失礼いたします。

それでは、説明はお手元の保健福祉局議案説明資料でさせていただきます。

1ページを御覧ください。

感染症患者病床確保事業についてです。

まず、1、補正理由ですが、令和2年3月下旬からの新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加に伴い、本市独自の対策として、あらかじめ感染症患者の病床を確保することとし、その経費を補正するものです。

2の補正予算額ですが、4,800万円で、財源は全て一般財源です。

3の事業概要について。

まず、（1）事業目的ですが、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う病床を市内の一般病院で確保したものです。

（2）の事業内容ですが、病床確保数は10床、実施期間は令和2年4月中旬から6月中旬までです。入院の実績は、2医療機関で、令和2年5月20日時点で延べ189名です。なお、5月

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

末現在では223名となっております。医療機関名については、非公表とさせていただきます。

説明は、以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） これより質疑に入りますが、委員改選後、初めての案件審査となりますことから、委員の皆様申し上げます。

御質疑等に当たっては、最初一括か、一問一答か、質問方法を述べていただくほか、一問一答の場合は答弁を含めおおむね30分以内をお願いいたします。

それでは、御質疑がありましたらお願いいたします。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） それでは、一問一答で伺います。

まず、病床の確保という面では、当然ながら必要な施策だろうなというふうに思います。ただ、受け入れることによって、通常の患者さんのベッドをゾーニングするというんでしょうか、やる。その辺の取組でしっかり安全性が担保されていたのかどうかというのと、この2医療機関ということでありまして、実際受入れをして、本来であれば、もう少し患者さんを入れられたけれども、この受入れをしたことによって、いわゆる医業的な収益というんですか、その辺がどうなったのか、お聞かせください。

○委員長（茂手木直忠君） 医療政策課長。

○医療政策課長 医療政策課でございます。

まず、安全性についてなんですけれども、こちらのほうはきちんとそれぞれの医療機関のほうでゾーニングしまして、安全管理のほうをしているというふうに聞いております。

それから、お金の面ですけれども、確かにお金のほうについては、今までもう少し入院患者を取れるところを、ゾーニングすることによって、入れられなくなったケース、例えば3床潰さないでゾーニングができないというような状況もございましたので、確かに減少になっているという状況はございます。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 今のお話ですと、やはり減収しているということ、その辺の状況がちゃんと2医療機関でどうなっているのかというのをつかんでいただいた上で、聞くところによると、1床当たり8万円という額で予算を組んでいらっしゃるということでありまして、果たしてそれで減った分の病院全体の経営というんですか、それを圧迫させるようなことがあってはならないし、そういう全体を見た上での額の設定だったのかどうか、または減っているということであれば、昨日も議案質疑で申し上げましたけれども、医療機関への支援というところにつなげていく必要があるのかなと思いますが、その点についていかがですか。

○委員長（茂手木直忠君） 医療政策課長。

○医療政策課長 医療政策課でございます。

基本的にこの金額の根拠としましては、市立病院の平均の入院診療単価に感染防止に関する加算を加えたものの金額を8万円として算定させていただいております。

あと、減収についてでございますけれども、基本的には経済対策の一環としての持続化給付金の活用等をしまして、できるだけそういうことのないように対応していくということで考えております。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長 ちょっと補足させていただきますと、昨日もちょっと申し上げましたけども、国の2次補正の中で福祉医療機構によります無利子、無担保等の危機対応融資の充実があったりですとか、あるいは新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬、あるいは介護報酬、そういったものの増額がありますので、そういった国の動向についてはしっかり注視していきたいと思っています。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 昨日も質疑は踏まえているわけでありませけれども、曲がり曲がってもこうやって受け入れていただいた医療機関が減収で本当に経営が悪化して、立ち行かなくなるよというようなことがないように、だからさっき質疑ですら、要するに状況すらよく分かってないような状況だから、それはしっかり把握していただいて、その上で支援策をもう一回医療支援金を含めて考えて対応していただきたいということは申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） ほかにございますか。渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 一問一答をお願いします。

病床数が10床で足りたかどうかの判断について、一応お示しいただきたいと思います。

○委員長（茂手木直忠君） 医療政策課長。

○医療政策課長 医療政策課でございます。

この10床というのが、今回感染症が増大したときに、感染症指定医療機関だけでは不足しているという状況の中で、一般病院を回りまして、確保できたというのがこの10床となっております。10床の根拠というところは、できるところを一生懸命探して、10床だったというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 医療衛生部長。

○医療衛生部長 少し補足させていただきます。

足りたのかどうかということなんですけれども、実際には10名以上、50名、60名入院している時期もございましたので、市が独自に確保した10床だけで足りたということではないんですけれども、もともとの指定の感染症病床、それからこのほかにも多くの医療機関に協力いただいて、入院を受け入れていただいて、何とか乗り切ったという状況でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。指定医療機関の青葉と海浜のほうでも受け入れたということで、最大、昨日の答弁だと60名以上だったというのもあったと思うんですけれども、千葉市においては、自宅療養はどのような状況だったか、皆さんがちゃんと入院できたのか、今後の第2波もちょっと予測されると思うんですけれども、自宅療養についての考え方というか、千葉市の方針についてお示しください。

○委員長（茂手木直忠君） 健康危機管理担当課長。

○健康危機管理担当課長 基本的に感染症法で新型コロナの陽性になった場合には、蔓延を防止するために入院を勧告することができるようになっておりまして、千葉市では感染していても、

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

軽症者の方も、無症状の方も入院していただいている状況です。

ただ、患者が増加してくると、同様の対応をしていると、重症者が入院できなくなる可能性もあるため、そういった場合に宿泊施設を利用するという形を取っておりまして、今のところ自宅療養ということは考えておりません。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員、議案の範囲の中での質問にさせていただければと思います。

○委員（渡辺 忍君） 分かりました。今回はこれでいいです。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに。酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 一括で質問させていただきます。

関連の質問ということでさせていただくんですけども、今回、感染症病床の確保というのが、やっぱり保健部局としては一丁目一番地の本当に取組だと思っています。今回のコロナの中で、病床をいかに確保していくのか、ここに多くの人の関心が集まって、実際に運営されたものだと思いますので、そういう意味ではしっかりとこの取組を総括しながらも、医療全般、今回いろんな議案がある中で、特に医療体制という部分で触れるのはこのテーマしかないなというふうに思いますので、当然病床確保というところを中心にしながら、全体のということでちょっと聞かせていただきます。

昨日も質疑で病床確保のこと、会派のほうからも聞かせていただきました。5月末段階で延べ404床中、220床の利用ということで、指定医療機関だけでは不足する中で、一般病院も協力いただいたということで、この補正も活用されたというふうに認識しております。何とか患者の治療に即応できる医療体制は維持できたというふうに昨日も答弁でございまして、一定の効果があつたというふうには認識しております。

ただ、この取組を通して、そういったことで事なきを得たというか、何とかそこで抑えられたということはよかったと思うんですけども、実際に運営する中で、どういったリスクというか、最悪の事態を皆さん想定されながら、実行されていたのかということ、一度確認させていただきたいのと、その中で実際に運用する中で皆さんが感じられた課題、これは当然事業を行う中で次に引き継いでいかなきゃいけないことになりますので、どんな課題を感じられたのか。やっぱりこの事業をやってみての次のフェーズですね、第2、第3波というのが来たときに、病床確保についてこういう点をやっていかなきゃいけない。皆さんが多分総括されてきたことがあろうかと思しますので、そのあたりをちょっと表明していただきたいと思います。

最後4点目が、病床確保を中心としつつ、保健医療部局として、コロナ禍、今後の医療体制全般に関しての何か在り方ということについて、コメントいただけたらというふうに思います。

以上、4点、お願いします。

○委員長（茂手木直忠君） 内容が広いですけど、端的にお願いします。医療衛生部長。

○医療衛生部長 今回を通して、まずどういうリスクを想定していたかなのですが、陽性患者がどんどん増えてくる中で、入院が必要なので、その病床の確保というのが最大の課題であったかと思います。当初は、感染症指定病床は青葉、あと千葉大と本当に10床もない中で始まりましたので、受け入れてもらえるために各病院にもそれぞれ対応していただいたんですけども、先ほどゾーニングの話がありましたが、ゾーニングをすると、ほかの患者を受け入れられない、それからそれなりのスタッフもいるということで、そういう中でどこまで市内の病院が

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

対応できるのかというのが一番大きなリスクだったかと思います。

それから、関連するというか、課題はそこかと思うんですけども、病院における職員の確保、それから先ほども御指摘ありましたが、結局減収になる医療機関もあったのが実態です。その辺千葉市として何ができるかという、非常に難しいんですけども、これは医療体制全体としての課題だと思います。

あと、受け入れる病院以外に、保健所のほうの課題もございまして、急激に増えていく中で、相談も増えましたし、それから有名人が死亡したことなどの影響もありまして、本当に逼迫して、職員も疲弊しておりました。

ですので、市の体制としては、保健所が今後第2波に向けてどういう体制を取るかということを考えていくこと、それから医療機関と調整して、あと医療機関、病床の確保は、基本広域的なことが必要になりますので、まずは千葉県全体で調整が必要かと思うんですけども、その中で千葉市としてできることは何かというのを考えていかなければいけないと思っております。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長 在り方も含めてちょっとお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず今回よかった点というか、それについてお話をさせていただきますと、以前、新型インフルエンザがあったり、SARSがあったりということがありました。そういった中で例えば特別補措置法も含めて、そういう枠組みができていたというのは非常によかったのではないかとこのように思っています。対策本部もしかり、あるいは内部的にはいろいろ健康部、医療衛生部を主とした対策の班があったりとか、そういう組織をつくってあったというのは非常によかったかというふうに思っています。

それから、帰国者・接触者相談センターですとか、あるいはそういった外来がつくられていたというのも、これは全体を整理していく中で非常に効果的であったかというふうに思っています。

ただ、これからまた第2波が来たときに、患者さんが増えてくるということも想定されます。そういった中でまず一つは、PCR検査につきまして、大分新聞等でも言われていますけれども、これはなるべく幅広くということで、先日、濃厚接触者については全てPCR検査をするようにという話もありました。

そういった中で我々としても民間の検査機関も含めて、そういった検査ができる対象範囲を広げていけるような体制をつくっていききたいというふうに思っておりますし、あとはよく言われております夜の街の関係です。そういったところにも注意喚起をしたりとか、あるいはQRコードを先般つくりましたけれども、そういったことも含めて、感染が広がらないような対策を取っていききたいというふうに思っています。

そして、今、話が出ました病床の関係ですけども、どれぐらいの数が出るか、多分誰も予想できないというふうに思います。ただ、そんな中でも今回民間の病院にお願いして、病床を確保させていただいたりですとか、結果的には人数的にあまり入りませんでしたけれども、ホテルも含めて準備させていただいたというのは、非常に安心という意味ではよかったのかと思っておりますし、これから第2波が来たときも、さらに増えるような状況があるとすれば、そう

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

いった面も拡大していくことが必要なのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。病床確保という中心、ど真ん中に置く事業の枝葉に恐らくあらゆる医療政策というのが全部ぶら下がってきますので、そういう観点で、済みません、総括するような質問をさせていただきました。

本当にこの案件そのものをどう審査するか、とにかくこれを専決で処分されている以上は、第2波、第3波に備えて、しっかりとした引継ぎというんですか、次フェーズへの生かしというものをやっていただきたいというのが審査の一番ポイントになりますので、ぜひそこはお願いしたいというふうに思います。

この際なんで、そこで要望だけ何点か申し上げておきたいと思うんですけども、議案研究の中でも申し上げたんですけども、一つは保健所の対応力というところです。ここも全国的には話題になったところで、千葉市もクラウドパッケージなんていうものを導入してということでも昨日も答弁がございましたけれども、やっぱり一極集中というか、1か所体制で千葉市の場合は保健所を運営されております。そういう意味では、そのほうがよかったという点もあれば、もう少し分散して、体制を設けたほうがということも指摘としてはあるんじゃないかというふうに思います。そういう意味ではパンデミックに対応し得る体制か否かという検証をしっかりとさせていただきたいというのが一つです。

先ほど局長のほうから帰国者・接触者相談センターというのが設置されたことはよかったということであったんですけども、今回もそこに問合せした後に、その後を受ける医療機関という部分については、なかなか明確なガイドがなくて困ったという声は結構多かったです。

そういう意味では、我々会派でもずっと言ってきましたけれども、かかりつけ医をいかに持つておくかということが本当に大事なことでありまして、こういう機会だからこそ、ぜひかかりつけ医の推進というの、啓発というのぜひ進めていただきたいと思いました。

三つ目は、公明党として、4月、5月、ずっと国会の中でも取り上げていただいてきました感染リスクが高いとされる、重症化リスクが高いとされる妊婦の方の対応です。この辺も1月までの時限措置でございますけれども、医師や助産師からの指導に基づいた対応を求められた場合に、企業というのが短時間勤務や勤務内容の変更、在宅勤務、休業などを認めることというのが基本的には義務づけられました。こういった制度が適用されること、さらにはPCR検査についても、せんだって公明党の議員の質問に安倍総理も答えていましたけれども、妊婦が希望すれば分娩前にPCR検査が受けられるとか、こういうものが動き始めていますので、千葉市でもしっかりとこうした体制が取られるようお願いしたいということ。

最後4点目は、今回出てきたオンライン診療ですね、この辺も高齢者の方々、非常に医療体制という意味では、一つ頼みになる仕組みかというふうに思います。まだまだ広がりはいないので、こういったところの体制もぜひ検討していただきたいということは要望しておきたいと思っております。

ということで、この議案については、しっかりとまた引き継いでいただくということを前提に賛成ということで表明させていただきます。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに。三須委員。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員（三須和夫君） ちょっと質問したいんですけども、今回の感染症患者の受入れということで、病床は10床確保できたということですけども、この10床も確保するのに大変だったのではないかと。皆さんいいですよという返事はないんじゃないかと。そしてまた、今、テレビ等で感染症の患者が入ることによって、一般の患者が出ていってしまうと。少しぐらい悪くても出ると。そういうことも聞いております。これからまた第2、第3が来るか分かりませんが、そうした場合の皆さんのほうも考えていると思いますけども、そういうことについてどういう考えがあるか、聞かせてください。

○委員長（茂手木直忠君） 答弁願います。医療衛生部長。

○医療衛生部長 これからについてですが、やはり受け入れることによって、いろいろな影響が病院にもございます。先ほど名称は非公表とさせていただいたのも、その理由の一つとして、コロナの患者を受け入れるということが伝わるだけで、そこに行く患者さんが減ったりというようなことも実際に起こっておりますので、そういうものとのバランスというか、そういうことについての、できれば公表しても何も影響がない、病院はきちんとゾーニングしているので、院内感染の心配はないんだということを、全ての皆様が理解していただけるのが理想なんですけれども、そのような周知にも努めたいと思っておりますし、病床確保、それから今回独自で確保した病床のお金を支払うという議案ですけども、そういう財政的な面も含めて、いろいろ考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 三須委員、一括でいいですか。

○委員（三須和夫君） 一括でいいです。最後、話が出ていたけども、非公表でなければいけないという非常に何か寂しいね、せつかく一生懸命やってくれた病院のほうも、これがいいのか悪いのか、私はそう思っているんですけども、できれば市のほうも一般病院に入れること自体が非常に難しいよね。いろんな意味で私どももこの機会にたまたま手をけがして、整形外科へ行ったら、病院はがらがらなんだよね。首引っ張ったり、腰引っ張ったりする患者さんは誰も来ないと。そんなこともあるし、ましてコロナの人が入ったとなれば、皆さんも自分も死にたくないから、そういうことになろうかと思っております。ぜひ終わったわけじゃないんで、皆さんも大変だろうと思っておりますけど、頑張ってください。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第61号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分中所管を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（茂手木直忠君） 賛成全員、よって、議案第61号は承認されました。

議案第62号審査

○委員長（茂手木直忠君） 次に、議案第62号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分中所管についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。医療衛生部長。

○医療衛生部長 それでは、議案第62号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分について御説明いたします。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

資料の3ページをお願いいたします。

宿泊療養施設運営事業についてです。

まず、1の補正理由ですが、令和2年3月下旬からの新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加に伴い、感染症患者への対応として、軽症者等の宿泊療養施設を早急に確保することとし、その経費を補正するものです。

2の補正予算額ですが、2億円で、財源は記載のとおりでございます。

3の事業概要について。

まず、(1)事業目的ですが、新型コロナウイルス感染症入院患者の増加に伴い、より重症の患者に対する医療資源、病床の確保が重要となることから、限られた医療資源を有効活用するため、軽症者等の宿泊療養施設を確保したものです。

(2)の事業内容ですが、宿泊療養施設として、バーディーホテル千葉を全館一括借り上げ対応するもので、入居可能人数は最大120名、実施期間は令和2年4月30日から7月末までです。

説明は、以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 御質疑がありましたらお願いいたします。小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 一問一答でお願いいたします。

まず、軽症者等のための宿泊療養施設を即対応されたのは非常に評価いたします。4月30日から7月末まで3か月の間、2億円の予算が取られておりますが、この2億円をどのような内容で2億円と決められたのか、概算で構いませんので、お聞かせください。

○委員長（茂手木直忠君） 答弁願います。医療政策課長。

○医療政策課長 宿泊療養施設の2億円の算定の根拠なんですけれども、基本的には借り上げを一月2,500万円程度で、それを3か月分、そのほかに感染症の関係がございますので、廃棄物のお金とか、PCR検査のお金、それらを踏まえて、この金額とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 分かりました。では、4月30日からこれまでの滞在者数をお聞かせください。

○委員長（茂手木直忠君） 医療政策課長。

○医療政策課長 医療政策課でございます。

4月30日からこの間、3名の方が入っております。5月3日から7日まで、この5日間で2人、それから5月28日から6月1日、こちらも5日間で1人が入っているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 分かりました。120名対応可のところ、3名が滞在されたということです。現在は滞在、ごめんなさい、6月のいつまででしたっけ。（「6月1日」と呼ぶ者あり）1日まで。ということは、現在はゼロということですよ。

確認なんですけど、この予算は2億円取られていますが、7月末まで。ずっとゼロが続いた場合でも、第2波、第3波のことも当然考える必要はありますが、例えば半分にするとか、何が

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

しかの柔軟な対応というのはお考えなんですか。

○委員長（茂手木直忠君） 答弁願います。医療政策課長。

○医療政策課長 医療政策課でございます。

基本的には、今回この宿泊療養施設を取るに当たりましては、陽性者が入るというところもございまして、一括借り上げをさせていただいております。ただ、その中で今後この施設も県の2,000床という目標の中の一つと位置づけられているものですので、県と調整を取りながら考えていくところになるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 承知いたしました。必要なことであるということは重々承知しておりますが、お金も相当かかるものですから、できれば柔軟な御対応も御検討いただければと思います。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに。どうぞ、向後委員。

○委員（向後保雄君） じゃあ、一応そんなないんだけども、一問一答でお願いしておきます。

まず、バーディーホテルについては、今、小坂委員の質問の中にもあったように、3名で、特にその後はないということなんですけども、いわゆる先ほどの病院の場合は公表せずという話だったんですけど、バーディーホテルに軽症者が入りますということを公表しなければならない理由はどこにあったんでしょうか。

○委員長（茂手木直忠君） 答弁願います。医療衛生部長。

○医療衛生部長 今回ホテルを公表しましたのは、病院の場合ですと、そもそもが医療機関ですので、いろんな疾病を持つ患者さんを受けるとというのが本来の仕事ですが、この宿泊療養というのは、ホテルという本来は病気の方を受け入れるところではございませんので、特別に今回の新型コロナ対応ということで始める施策ということでしたので、広くお知らせすることにいたしました。

○委員長（茂手木直忠君） どうぞ、向後委員。

○委員（向後保雄君） それは非常によく分かるんですが、ただ地元説明、周りの業者さんに説明したときに、部長からもいろいろお話がありましたけど、一番周りの飲食店が気にされているのは、やる前から分からないけども、こういったことになった場合に、自分の店の前にバーディーホテルがあると。その場合、当然緊急事態が解除されたときであっても、なかなか来る人がいないんじゃないかと、そういう風評被害的なことがあると思うんですけど、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（茂手木直忠君） 医療衛生部長。

○医療衛生部長 御指摘のとおり、風評被害を心配するお声をいろんな周りで事業を営んでいる方から伺いました。まずはこのホテルの必要性、なぜ必要かということの説明とともに、ゾーニングの話ですとか、感染管理をきちんとして、周辺の方々には影響がないということをご丁寧に説明させていただきました。それでも風評被害、理屈ではなくて、感情というか、安心をどこまで求めるか、これはなかなか行政がコントロールできないことですので、難しいんですけども、正しい周知に努めたいと思っております。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（茂手木直忠君） 向後委員。

○委員（向後保雄君） 確かに風評被害というのは、避けようというか、なかなか難しい問題だとは思いますが、先ほどの病院と同じように、本来であれば、感染拡大しないような対策を実施することは当然やるわけですから、まして今回の場合のようにバーディーホテルは1棟借り上げなんで、ですからほかの人が入ることはないので、私はこれは専決なんで、後の問題なんですけども、本来であれば、これを公表せずにやるべきであつたのではないかと。

ただ、いろんな意見はあるかもしれませんが、周りの方にはお知らせしたとしても、市民というか、一般には公表しないほうがよかつたのではないかという思いがあります。やはり全く知らない人たちとか、そういう人たちが、感染拡大を防ぐための処置は当然やるわけですから、外へ出ないと、ほかの人たちには影響しないということは当然実施していくわけなので、かえって要らぬ心配というか、不安をあおってしまったのではないかという思いがありますので、これは結果的にこの後、6月が終わり、実施期間の7月まで緊急事態も解除されています。飲食店についても、普通に戻ってきている中で、顧客が来ているのかどうかを、ちゃんとその後の処置をきちっとするべきではないかと思ひます。

よく店舗について、聞き取りをしていただいて、だから例えば結果的にほかのお店と比べて、そこのお店の人たちというのは、経営者は、ほかでもお店を持っていますから、ですから結果的にここだけを悪かつたとか、そういうことになっているのかどうかをしっかりと市としては調査していただいて、だとしたらどうするかというのは次の問題なので、まずはそれを実施、終わった後ですね、していただきたいと思ひます、聞き取りをしていただきたいと思ひます。それは要望しておきたいと思ひます。結果なので、何とも分かりませんが、そういった心配も業者からは聞いているので、その辺はしっかりと対応していただければと思ひます。

議案については、特に公表がちょっとどうだったのかなというところもあるんですけど、この件については賛成ということにしたいと思ひております。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） では、一問一答で伺います。

先ほど3名の利用だということでありましたけれども、市内の感染者、延べで見ますと108名あつて、軽症と言われる方、ないしは無症状と言われる方というのは、それなりの数がいたのかなと思ひますが、その辺の振り分け、3名で収まつたという理由というか、そこら辺についてちょっとお聞かせください。

○委員長（茂手木直忠君） 答弁願ひます。医療政策課長。

○医療政策課長 宿泊療養施設に入る方という対象者なんですけれども、基本的には身の回りのことを自分でやっていただくような形になりますので、重症化するおそれが高くない、高齢者とか、基礎疾患を持っていないような方で、いわゆるADLが自立していて、同意を得られた方を基本的には入れているというような状況の中で、保健所のほうでの調整をしながらやつた中では、そういう状況になっているというのが現状です。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長 結果的に3名になっていますけれども、患者数が増加している中で何とかホ

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

テルを確保しなくちゃいけないということでやったものです。結果として、開設したのは4月30日だったものですから、ちょうど患者数が減っていく時期とちょっと重なっていたということもありまして、結果的には3名ということになっておりますけども、ただ患者数がどうなるか分からない中での設置ということでしたので、120名が、我々としてはそこは10名でよかったんじゃないかということは思っておりませんので、一定の数は確保していく必要があるというふうに思っています。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 我々も2月の申入れ、こういうホテルのやつは必要だということを申し入れて、やっていただいたのは評価しているんです。今の利用率を見ると、幾分かどうなのかなというのはちょっと感じたところがあったんで、そういう面で一つちょっと言わせていただくと、例えば独り親の方で、親御さんが感染したよとか、ないしはお子さんが感染したよとか、家族で例えばもう一人どこかに療養せざるを得ないようなこと、要するに独り親の方で私がかかったら子供をどうしようかとか、そんなような御相談もありました。児相とかのあれの対応もできたのかなと思いますけれども、例えばこういう宿泊療養施設等で、そういったイレギュラーなのか分かりませんが、救えるような措置というのは取れないか、その辺いかがでしょうか。

○委員長（茂手木直忠君） 答弁願います。医療政策課長。

○医療政策課長 基本的には、新型コロナウイルス感染症は指定感染症の指定になっております。ですので、宿泊療養施設というのは、外出すると感染を広げるおそれがあるということで、陽性を一定の期間、療養するような施設となっております。

議員さんの申された例えば親が陽性になって、子供が陰性のときというのは、やはり子供さんを入れるというのはなかなかちょっと難しい状況がございます。ですので、そういう場合におきましては、保健所と連携を取りながら、先ほど申された児童相談所と相談しながら実施していく、またはその中で親族とかがいれば、親族のほうに、または濃厚接触という可能性が高いというところもございますので、そういう場合は海浜病院で一時保護委託というような形で今実施しているというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 分かりました。あと、気になるのが、新型コロナは結構一気に容体が変化していく。例えば無症状だ、軽症だといっても、急に容体が悪化したときに、どう対応ができるのかという面と、逆にいわゆる再陽性なんて言われる言葉も出ておりますけれども、その辺のずっと2週間、10日大丈夫だねと言った。その後の陽性化というところでのここでの対応も含めて、どういう形に対応されるのか、お聞かせください。

○委員長（茂手木直忠君） 医療政策課長。

○医療政策課長 医療政策課でございます。

今回、基本的には入院されていた方が陰性化確認ということで、回復する途中の段階でホテルのほうに入らせていただくというような形で対応させていただいておりますので、基本的には今後重症化するというリスクはちょっと少ないだろうというふうに思っております。

ただ、そうはいつでも、どうなるか分からないというところで、看護師さんをつけたりとか、

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

そういうもので対応させていただいております。もし本当に急激に悪くなった場合には、消防と連携させていただいております。もし本当に急激に悪くなった場合には、消防と連携させていただいております。救急隊がすぐ駆けつけていただいて、こちらが決めてある病院のほうに連れて行っていただけるというような体制も取らせていただいて、そういう面でもしっかりと対応しているというような状況になっております。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） これから要するにいわゆる例えば冬場、わあっとまた増えるなんていうことが万が一あるかもしれない。そういうときには、またこういうホテルというのは重要な機能を果たすのかなというふうに思いますんで、今言われた独り親だ、どうだという部分も含めて、状況を見つつ、でき得る限りうまく活用していただく方策をしっかりと局で練っていただいて、対応を図っていただきたいということです。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに。渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 一問一答をお願いします。

今回の補正額について、県支出と一般財源の内訳はどのような取決めでなっていたのか、まず予算の割合について。

○委員長（茂手木直忠君） 答弁をお願いします。医療政策課長。

○医療政策課長 医療政策課でございます。

今回、この後出てくる同じく宿泊療養施設があるんですけれども、この段階におきましては、国からの交付金の話がまだ決まっていない状況でした。それからこれをやるに当たって、県との調整の中で、まだ詳細が決まっていない中、その中では借り上げ料については、県のほうが負担金を出していただけるというような状況の中で、専決のやつを出さなければいけなくなったところがございますので、金額的には低く抑えられてしまっているんですけれども、現実的には国の緊急包括支援交付金の中では申請させていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。この施設の患者さんを取る場合に、市外からの患者さんも取る可能性が想定されたと思いますけれども、先ほども県の2,000床の中での位置づけだ、千葉市では120名の分が用意できたということですが、他都市での宿泊施設の準備状況とか、そういったものはどの程度把握されていますでしょうか。

○委員長（茂手木直忠君） 医療政策課長。

○医療政策課長 医療政策課でございます。

まず、柏市なんですけれども、こちらが56室、それから船橋市なんですけれども、こちらのほうが100室、あと県のほうで成田のほうで250室、あと松戸、西船のほうで140、70室を準備しているというような状況でございます。合わせて736室を県内の中では用意しているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員（渡辺 忍君） 状況が分かりました。まだ2,000には届かないけれども、この先の状況を見ながら、県と相談を進めていくんだと思いますけれども、宿泊療養施設というのが1棟、またワンフロア単位で確保できとか、いろいろ取決めの仕方がいろいろある中で、フロア単位、国から出るにしても、予算がかなりかかるもので、フロア単位で確保等の検討はされたのか、できない理由があればお示してください。

○委員長（茂手木直忠君） 医療政策課長。

○医療政策課長 医療政策課でございます。

基本的には、陽性者が入るといところがございまして、なかなかそこへワンフロアを使ってだけ借りてというのは、なかなかちょっと難しいかなといところはございます。また、ずっとそこに入っているわけではなくて、そこを消毒するとか、そういうようないろいろな体制、それから24時間体制でやるというところでもありますので、動員されている職員のホテル内の宿泊施設の確保とか、そういうものも含めて考えた場合、1棟借り上げが一番ベストであろうというふうに思って、借り上げをしたというような次第でございます。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 状況がよく分かりました。今ちょっとお話にありました運営の体制、24時間体制ということだったんですけれども、どのような体制で運営したか、人員配置等についてお示してください。

○委員長（茂手木直忠君） 医療政策課長。

○医療政策課長 体制としましては、生活支援班ということで2名、それから看護師1名、これが3人体制で実施していたというような状況です。あと、ホテルの方も2名常駐していただいております、この方々で対応してきたというような状況でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。24時間体制で職員の方も3交代ぐらいでたしか入られているというふうに聞きましたけれども、今後、人数が増えてきたら、またいろいろ対応が増えるなどで、人員配置は柔軟な取決めが必要かと思っておりますけれども、職員の流動性とか、保健福祉局として、すごく人手が足りず、いろんなところから人員を配置したりしていたというふうに伺いますけれども、ホテルの運営については、特にどういった人員配置の措置を取ったのか、保健福祉局内で済んだのかというあたり、お聞かせいただけますでしょうか。

○委員長（茂手木直忠君） 答弁願います。医療衛生部長。

○医療衛生部長 職員は、ホテルに24時間勤務しますので、その職員については、保健福祉局内だけでは対応できませんので、全庁的な対応ということで、総務、人事当局と調整しまして、全庁的に職員を動員するという対応をしております。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。今回のコロナ禍の中で、職員の方たちが本当にいろんな分野からも手助けに来て、全庁挙げての対応だったということがよく分かります。お金がかかることで、軽症者のホテルの借り上げ、大変な職務の中の一つだと思っておりますけれども、ほかよりも率先して、こういったことに取り組んだことに関して、敬意を表したいと思っています。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに。酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 一括でお伺いします。3点だけお聞かせください。

昨日、会派の質疑の中で、もともと委託先との契約に至った背景をお伺いしたところ、幾つかの候補の中から選んだんだというような答弁があったんですけども、実際どれぐらいの事業者さんが手を挙げられて調整されてきたのか。この先、延長、継続も同じバーディーさんになっているんですけども、新しいところに替えていくとか、何かそういう考えみたいなのはなかったのかということをもまず1点目お聞かせいただきたいと思います。

2点目が、答弁の中で、療養患者というのが急増したときに、看護師などの人的体制の確保が課題であるという答弁があったんですけども、実際に今後のことを考えると、人的体制の確保はどういうふうにされていくこと、先ほどの答弁はよく分からなかったの、もう一度実際に人的体制確保という課題に対してどう取り組んでいかれようとされているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

最後三つ目は、今回、4月30日から受入れを開始して、3名にとどまったということで、少ないのは少なかったでよかったんですけど、この先、活用法という意味では、今回取り組んでみて、何か違った形での活用とか、もう少し対象を広げるだとか、何かそういうもう少し軽症者用ホテルの活用の仕方という意味で、今回の取組を踏まえて、皆さんの中で総括されていることがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

以上、3点。

○委員長（茂手木直忠君） 答弁願います。医療政策課長。

○医療政策課長 医療政策課でございます。

幾つかの候補というところなんですけれども、まず最初に県のほうからこういうところはどうかというところの話は少しありました。そのほかに、経済農政局、ホテル関係に強いとか、携わっているというところもあるので、そちらのほうの協力をいただきながら探させていた中で、このバーディーホテルを、いろいろな考え方をもちながら、決めさせていただいているというような状況です。

替えていくことはなかったかという中では、基本的にはゾーニング、きちんとできたというところと、工夫もできて、うまく回れるような体制ができたというところがございますので、基本的には問題があったというところがなかったというところがありますので、そのままやらせていただいているというのが状況でございます。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 医療衛生部長。

○医療衛生部長 人的な体制についてです。昨日の答弁では、看護師などの人的体制の課題というのがありましたが、例えば今はゼロなので、職員は一時的に配置しておりません。これが患者の動向がいつどうなるか分からないという中で、どうやって必要な人員を確保するかというのが大きな課題だと思っております。

職員もそうですし、医療スタッフは外部からになりますので、そのあたりをどう確保するかというのは、いろいろな今までは市内の医療機関に協力を求めたり、独自で会計年度任用職員を雇用したり、それから市立病院にスタッフを派遣していただいたりという、いろんな方法を

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

取ってきたんですけれども、今後についてどうするかは、今の時期に考えたいと思っております。

それから、これからの活用方法なんですけれども、今までのところでは、入院して、回復するという、その患者さんを受け入れることを想定していたんですけれども、今後、例えば今、濃厚接触者は全員PCR検査をするというふうになってきておりますので、症状が全くない方を病院で陽性だからといって、病院に入院するのが最適かという、そういうことでもないかと思っておりますので、そういう方をホテルで受け入れるということも想定して、今まさにそのあたりを検討しているところでございます。

○委員長（茂手木直忠君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 分かりました。最後の答弁のところなんですけれども、まさにもう少し広げた形の検討ということで、昨日の国会の中でもやっぱり感染の疑いのある方なんかも入院させるべきでないかというような議論が出ておりましたので、今後多分恐らくその辺の議論なんかを踏まえていくと、少し広がりが出てくるかなというふうに思いますので、そういった流れに柔軟に対応できるように検討していくべきじゃないかなと思います。

2点目の質問で、答弁も、これもやっぱりありました。人的体制の確保ということで、まさにこの時期に考えていくんだということでもございました。ぜひいろいろなシミュレーション、また想定していただいて、確かにこの時期に当たりをつけておくということが、リスク管理の一番大事なところになるかと思っておりますので、今回の専決を通して、ぜひ次なる備えをお願いしたいということをお訴え申し上げまして、終わります。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第62号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分中所管を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（茂手木直忠君） 賛成全員、よって、議案第62号は承認されました。

議案第63号、第65号審査

○委員長（茂手木直忠君） 次に、議案第63号・令和2年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分及び議案第65号・千葉市国民健康保険条例の一部改正に係る専決処分については、関連がありますことから、一括議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。医療衛生部長。

○医療衛生部長 議案第63号・令和2年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分について及び議案第65号・千葉市国民健康保険条例の一部改正に係る専決処分について、この2件について一括して説明させていただきます。

資料の5ページをお願いいたします。

まず、1の専決理由ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月10日に国から国民健康保険における傷病手当金の支給について、特例的に財政支援する意向が示されたことから、本市でも早期に実施するため、4月28日付で専決処分により千葉市国民健康保険条例を一部改正するとともに、令和2年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算を補正したものです。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

2の補正予算額は300万円です。財源は、全額県支出金です。

3の条例改正の主な内容についてです。

まず、(1)対象者ですが、給与等の支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり、感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかったことにより、給与等の全部、または一部を受けることができなかった方が対象となります。

(2)の支給対象となる期間ですが、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日、つまり4日目から労務に服することができなかった期間となります。

(3)の支給額ですが、1日当たりの支給額に、労務に服することができない日数を掛けた額となります。1日当たりの支給額は、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する額となります。

(4)の適用期間ですが、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に支給が開始となる方で、療養のため労務に服することができない期間となりまして、最長で1年6か月まで適用となります。

(5)施行期日は、令和2年4月28日です。

7ページから8ページは、新旧対照表となっております。

説明は、以上でございます。

○委員長(茂手木直忠君) 御質疑等がありましたらお願いいたします。梶澤委員。

○委員(梶澤洋平君) では、一問一答で伺います。

4月28日の専決ということで、これは本当に我々が求めてきた部分で、大きな前進だなというふうに捉えております。実際問題、まずその以後、これを申請した人というのはどれぐらいいらっしゃるか、また受けている支給額というんですか、それはどういう状況になっているか、お聞かせいただけますか。

○委員長(茂手木直忠君) 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

昨日時点で申請1件でございます。内容については、まだ精査中でございますので、1件ということでございます。

以上でございます。

○委員長(茂手木直忠君) 梶澤委員。

○委員(梶澤洋平君) 分かりました。あと、この後の発議の関連にもなるかもしれませんが、せっかくこうやって、やっていただいた国保の人が受けられるというのは前進だということで、いわゆる被保険者のうちの自営業の方なんかも対象として、ちゃんと手当金が受けられるようにという、これは要望も強いわけでありましてけれども、仮にそういう人を入れるとしたら、どれぐらいの予算で、人数の見込みになるか、お聞かせいただけますか。

○委員長(茂手木直忠君) どうぞ。健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

仮に事業者ということなんですけども、非常にアバウトな数字ですけども、被保険者数が19万近くいまして、その16%ぐらいが自営業者に分類されますので、3万ちょっとぐらいになるんですけども、ただ事業者の方というのは、収入が当然多い方も低い方も非常にまちまちで

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

すので、傷病手当金を算出するというのは非常に困難です。だから、どのくらい予算がかかるかというのは、いわゆる勤め人で給料をもらっていて、もともとある傷病手当金と同様に算出するというのはできないことかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 自営業者の方の確かに所得というんでしょうか、あれは格差があるというのは、そのとおりにかもしれませんけれども、同じ働いている人ですし、何かあって、その方がまたコロナにかかって、働けなくなったという状況は、全く同じ話ですし、一人の市民だということを考えますと、適切にフォローしていくというのが本来の行政の務めかなと思いますが、いかがですか。

○委員長（茂手木直忠君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

先生おっしゃるとおりの面もございます。もともと国民健康保険の制度で、やはり国民健康保険の制度というか、失礼しました、勤め人である被用者の方を、被用者保険のほうで、給料を得ながら日々働いていて、病気やけがによって給料をもらえないと生活が成り立たないという、社会的にいうと自営で経営している人よりも、立場の弱い方を守る制度としてできたものです。自営業者の方が困ったときどうかといった場合には、やはり持続化給付金ですとか、県のほうの同様の制度だったり、市独自の支援もありますけども、他の制度も活用していただいて、再起を図っていただければなというふうに思っております。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） いろいろそういうメニューは当然あるのは重々承知してはいますけれども、せっかくこうやって条例改正を前向きにやっていただいて、これ自体は大いに評価するものですし、ただやっぱり住民のそこはあまり格差をつけずに、同じ働いている人だし、本当にコロナにかかって働けなくなったという状況になれば、それは大変なことなわけですから、その状況はやっぱり変わらないわけですから、しっかりフォローアップしてほしい。本当に保健福祉局には、住民福祉の増進という観点で、ぜひ積極的に考えていただきたいと申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに。渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 一問一答でお願いします。

今回の発熱等の病状があり、感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかったというところなんですけれども、感染が疑われる場合というのは、どの程度というか、会社から自粛して来るなというか、会社から命令があった場合は対象なのかとか、そのあたりの基準というのはどういうふうにお考えになっているか、的確に決まっているのか、お示してください。

○委員長（茂手木直忠君） 答弁をお願いします。健康保険課長。

○健康保険課長 100%限定的にそういう決めがあるわけではないんですけども、やはり今回の国が補助金でもって全額持つということで、制度をもともとなかったものを臨時的、特例的にやるということの趣旨は、今話していると時期がずれているかもしれないですけども、さらなる感染拡大の防止というのが主眼でありまして、感染の疑いがあるかもしれないという

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

きに会社に出勤して、分からないままに周りに広げしまうということを防ぐということがあるんで、発熱が続いていたり、息苦しかったり、コロナの特徴的、似たような症状がある場合には、やはり会社に出勤してはいけないだろうということで、その場合にはきちんと療養して、医者に診てもらい、あるいはPCR検査になるようなふうに持っていくということが、決定したときにはそういう考え方だったと思っております。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。疑われるというケースが、なかなか判断が難しいのかなと思ったので、誰の決めでそれが出せるのかというあたりが不明確かなということ、というのも予算を組んだ時点で、この予算では120人を見込んでいうふうに書かれておりますけれども、他市などの例で、もっと1人当たりの規模が全然違う木更津や柏などかなり大きな予算、人員、人口に応じる、そうするとちょっと大きな予算をつけている自治体もあったので、その辺の考え方が、疑いに対する見方によって変わるのか、そういったあたりのバランスというか、要は疑いを多く見ると、予算を多く取ったのかなというふうに、千葉市はだから少なめだったと感じたので、疑いの方はあまり出さないとか、そういったようなケースが出てくるのではないかというのを心配したんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（茂手木直忠君） 健康保険課長。

○健康保険課長 疑いのある部分を厳しく見たので、想定人数を少なくしたということはありません。4月のこれを専決させていただく前に、人数を想定した際に、PCR検査を受けた方は、皆さん確実にコロナとは限らないわけですが、一応感染、あるいは感染の疑いがあるだろうというくりにしまして、その方が4月15日時点で1,000人いらっしゃいました、PCR検査を受けた方が。その後、これは分からないことなんですけれども、これが終息するまでに2,000人ぐらいは受けるだろうと想定しまして、実際には5月末ぐらいに3,000人を超えていたと思うんですけれども、PCR検査を受けた方は。でも、この時点では2,000の方が受けるだろうと。

国保の被保険者というのは、市民の20%ぐらいなんで、2,000人の20%で400人、さらにこの中で今回のコロナの支援で国が対象とした勤め人の方ですね、被用者の方、それは被保険者のうちの30%なので、400人のうちの30%が国保の被用者でコロナ、あるいはコロナの疑いのある方に該当するであろうということで120人ということで、2,000人の検査を受けた方から想定させていただきました。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 大変計算の根拠を示していただいてありがとうございました。この先どうなっていくか不明な中で予算取りだったと思いますけれども、今後、今まで1人なので、これからまた大爆発がない限りは、予算は足りるのかもしれないんですけれども、もしこれをを超える申請があった場合というのは、また検討されるのか、お示しください。

○委員長（茂手木直忠君） 健康保険課長。

○健康保険課長 現在の想定で予算が足りなくなるような場合があれば、また補正させていくですとか、あるいはほかの給付費の中から流用させていただくなどで対応させていただくことになると思います。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 対応してくれるそうです。

○委員（渡辺 忍君） 以上で、賛意を示して、終わりにします。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに。小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 一問一答でお願いいたします。

先ほど渡辺委員の質問とかぶりませんが、120人想定にもかかわらず、現在まで1人の申請というのは少ないのかなと思いますが、こういった広報、周知をされておられますか。

○委員長（茂手木直忠君） 健康保険課長。

○健康保険課長 まず、専決させていただいて、直ちにホームページで案内しまして、周知しまして、申請も同時に受け付けました。市政だよりの中でお困りごと相談ということで、コロナでいろいろ困った方について、全般的な案内というところもあるんですけども、そういう中でもお困りごとで相談があった場合に案内できるように、健康保険課としてもコールセンター的なところに情報を提供しまして、答えてもらっています。

また、国のほうも、厚生労働省のほうとかも、お金の面ですとか、健康の面ですが、全てのいろいろなコロナに関連して困っているところの案内があるんですけども、そういう中でも傷病手当金について案内されています。また、近々、国民健康保険の賦課決定書を送るわけなんですけども、その中の通知には、全ての封筒の中に傷病手当金の案内はさせていただくことになっています。そのような形で対応しております。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 様々な方法を取られているなどは思いました。例えば病院窓口だとか、会社だとか、様々な方法を取っていただければと思いますが、もう一つよく言われているのが、申請方法が煩雑だということで、様々な補填に対する申請に足踏みする方がいらっしゃるということもありますが、そういったことが課題ということは考えられないでしょうか。

○委員長（茂手木直忠君） 答弁をお願いします。健康保険課長。

○健康保険課長 中身がきちんとコロナ、あるいはコロナの疑いがあって勤務できなかったということを、基本的には医師の方に所見をいただくというのが基本でございます。やむを得ない事情で事業主の方が証明することで申請が通る場合もあるんですけども、その場合にも、その方がもともと勤務できなかったところが、本当に勤務する予定の日であったとか、そういうところを証明するというか、ちゃんと書いてもらうような形の申請になっていますので、難しい申請と言われれば、そんな簡略でもないのかもしれないですけども、きちんと確認しなきゃいけない要素が中に盛り込まれていますんで、ちょっとしようがないのかなというふうに思っております。

○委員長（茂手木直忠君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） なかなか証明しにくい点もあるかと思えますし、いい制度だなと思う一方、なかなか申請しにくいなという点で、今回のことを踏まえて、改善をぜひお願いいたします。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに。酒井委員。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員（酒井伸二君） 一括で伺います。

先ほど来いろいろ似通ったような質問が出ているんですが、現段階で申請が1件ということなんですけど、これは逆に対象となり得る方は何件あるとかっていうのは皆さん承知してないんでしょうかというのをお聞かせください。

それから、申請から給付のところ、ちょっと今もお話が出ましたけども、申請から給付のフローですね、具体的にもう一度お示しいただきたいと思います。

最後3点目、周知のところ、毎回こういうの思うんですけど、国保だとか、実際保険証を持って、多分病院に行くんでしょから、窓口でそういう方にきちっと傷病手当金というのがあるんですよというようなことは、普通にお伝えすることはできないんでしょうかという3点、お願いします。

○委員長（茂手木直忠君） 健康保険課長。

○健康保険課長 1番目の対象となり得る人を把握しているという点なんですけども、あくまでもコロナで休んでいるんですけども、一定規模以上の会社であれば、通常傷病手当金のもとの制度では、直ちに給与が出なくなるということはないんです、制度上。給与が払われていけば、当然これは手当の対象となりませんので、2週間程度休んで、年休とか、そういうものが全くない状態なのかという、やっぱり基本的にもともとコロナのことを考えなければ、傷病手当金というのは、年休を使って、病気休暇を使って、休職になって、給料が下がっていった場合に、本来の給与と下がっていった給与の差額を支払ったりする例のほうが圧倒的に多いものなんで、我々としては事前にどのぐらいの方が対象になるかというのは、その会社が休んだことによって、完全に給料を払わない会社なのか、払っているのか、そういうことは把握できないというところが正直なところなんです。

申請からの給付までのフローということなんですけど、非常に単純で、申請用紙に医師の所見を書いてもらう、あるいは事業主の証明をしてもらって、市側に郵送、あるいは電子で申請していただきます。こちらのほうで内容を確認して、不備がなければ、支給に至るという非常に単純な仕組みになっております。

それと、病院での案内ということなんですけども、これはできればと思うんですけども、もともと国保だけではなくて、傷病手当というものが被用者保険ですとか、あるいは公務員でもある制度ですし、全般にあるものですから、厚生労働省のほうも様々に医師会とか、そういうところに通じて、広報しているものですから、重なっちゃって、あまりしつこくはできないというところがあるかなと思っています。かぶって、二重、三重になってしまうというのがあるんです。

○委員長（茂手木直忠君） 医療衛生部長。

○医療衛生部長 少しでも補足させていただきます。

対象者数のところなんですけど、先ほどまずは有休を使って云々とあったんですけども、今、国保に入っている方の大体3割から4割が非正規のいわゆる雇用されている方です。ですので、最大でいけば、この方たちが対象になりますけれども、その中から先ほど数字の説明がありました、PCR検査の状況ですとか、予算上の数ははじいたという状況です。

あと、医療機関への周知なんですけど、国保だけというのはやはり難しいんですけども、今回の件、国保では初めてのことで、医師会を通じまして、それぞれの医療機関には周知

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

しております。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） もう一回ちょっと聞きたいんですけども、休んでる、休んでないとかというのを確認できる、できないとかって難しい話がありましたけども、そうではなくて、実際に国保に入っている方で、国保の保険証を提示した方で、実際にPCR検査を受けたどの何だのって、そういう数は普通に把握できてないんですかという、そういう意味で大きな対象者というんですか、そういうふうに聞いたつもりなんで、ちょっとそれを聞きたい。

それから、申請のフローも至って簡単だという答弁だったんですけど、その申請書は一体どうやって気づいて、どうやって申請書を手にするんですかというお話です。それは要するにこの制度を知っている人が、自分でどこかダウンロードしなきゃいけないとか、どこかの窓口に行ってもらってこなきゃいけないとかという、そういうことを聞いているので、それを確認させてください。

あと、最後のところは、部長のほうから医療機関を通じてお知らせしているということでしたので、こういう新しい制度というのは、医療機関を通じて知らせるときに、ちょっとした簡単なチラシでもいいから作ってあげて、窓口に置いてくださいとか、そういうぐらい努力はしてもらいたいと思いました。

以上、ちょっと答弁できるところをお願いします。

○委員長（茂手木直忠君） 健康保険課長。

○健康保険課長 1番のどのぐらいの数、潜在的にいらっしゃるかということにつきましては、後に診療報酬などでレセプトのデータを、PCR検査のコロナの治療を受けたという方を検索すれば、何か月か後に検索できるのかもしれないんですけども、一人の一般の被保険者の方が病院に行ったときに、自分でどういう病気で病院に行くかによるかと思うんですけども、そこから直ちに傷病手当金の対象ということに案内されるというのは確かに難しいです。そこは病院で振り分けというのは……

○委員長（茂手木直忠君） 数の確認をしてないということだよ、現在のところでは。だから、分からない。医療衛生部長。

○医療衛生部長 検査を受けるときに、医療保険というのを確認しておりません。基本的には行政検査としてやるので、検査自体については、保険とは別に出ます。ただ、診察するので、診察したり、一部手技料などは保険からということにはなるんですけども、ドライブスルーで検査することもございますので、そちらの場合ですと、そういうことは関係なく、とにかく検査を効率的にやるということなので、なかなか国保の人が何人検査を受けているかというのを明確に把握するという事は難しいです。

○委員長（茂手木直忠君） 把握できないと、今のところね。健康保険課長。

○健康保険課長 申請書などをどうやって手に入れるかということなんですけども、やはり正直、国民健康保険、市町村で今回取り組むのは、全国的に初めてのことでありますので、最初から申請書をいっぱい刷り込んでおいて、ばんばん配るようなことはしてなくて、制度の説明が必要なんで、基本的には市に問い合わせをいただいて、市から問合せのあった方に郵送させていただく、あるいは自動的にホームページのほうからダウンロードしていただいて、そこで対応

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

できる方はやっていただくということで対応しています。

3番目のチラシとか、そういうことなんですけども、傷病手当金の制度がもともと国保だけにあるものではなくて、国のほうの案内でも、全般的に被用者保険も国保も含めて、案内がされているということで、一定の周知はなされているというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 正直、合点のいく答弁ではなくて、そういうところを市民目線でというんですかね、あとは多分行政の保険制度のところはICT化されていないとか、そういう技術的なところもあるのかなというふうに思いますけど、何となく単純に考えると、せっかく19万人も例えば国保の方はいらっしゃるわけですから、そういう方に適切な支援が届くように、これは傷病手当金だけではなくて、あらゆる今回のコロナに絡む制度がそうなんですけども、本当に易しい形で、ぱっと必要などころに手がどんどん届いていくというような仕掛けを、我々は常に知恵を絞って努力していかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。そのことは申し添えて、終わります。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに。向後委員。

○委員（向後保雄君） 今まで話を聞いていて、まず対象者の方への周知というのはなかなか難しいのは分かったんですけど、ただ国保の方だということであれば、要するに給料をもらっている人ですよ、対象者は給料をもらっている方。一問一答で。ということになると、今、社会保険加入は強制ですから、法人というのはあり得ないですよ、普通は法人というのは。1人でも使っていれば、社会保険に入らなきゃいけないから。だとすると、個人事業主じゃないですか、さっきからいろいろ梶澤委員も言っていましたけど。そういったところを考えると、どうやって広報するかというのは、いろいろ工夫しなきゃいけないで、ちょっと聞きたいのは、国保の方で給与所得の方の絞り込みというのは市のほうでできないんですか。

○委員長（茂手木直忠君） 答弁。健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

正確に100%限定しての職業というのは難しいんですけども、申告、所得を把握して、保険料を賦課しますので、給与所得をある者ということで検索をかけたりしますと、人数としては検索することはできます。

給与収入がある方ということだと、検索しますと11万程度の人数が出てきたりとかするんですけども、正確な数ではないんですけども、所得に応じて、例えば農業所得がある方ですか、事業所得のうち営業所得がある方ですか、そういう形での人数の出し方は行えばできます。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） やればできる。向後委員。

○委員（向後保雄君） そうすると、何が問題かというのと、要するに120名を想定したにもかかわらず、1名だけというのが、ちょっと広報が足りなかったのかなと思うところ、皆さんそうだと思うんですけど、もともと税との連携とか、税務部とか、そっちのほうと連携していけば、この間だって住民税の通知が来ているじゃないですか。5月だったかな、5月の

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

終わりぐらい、もっと早いよね、住民税の通知がね。そういったところに絞り込んだ方たち、給与という方たちについては、対象になるかならないかは向こう側の判断なので、こういう案内がありますよというのを、ペーパーを入れてあげるべきでなかったのかなと思います。そうしないと、知らなかったという方がいないのかなという心配があるわけです。

ですから、これは今回の専決での処分なので、既に動いてはいるんでしょうけども、対象となる方たちをいかに把握して、その人たちに対象となる可能性があるんですよということを広報することも大事だと思うので、これは既に県の支出で300万円という予算で出ていますけど、いずれにしても、休むか休まないか、対象になるかならないかというのは、こちらでは分からないので、自分で判断してもらうということを含めると、広報することが大事だと思うので、ぜひ次の2波、3波でこういうのがあるのかどうか分からないけども、今回の経験を踏まえて、しっかりと対応していただくことを要望しておきたいと思います。

やっぱり連携は大事なので、全庁的にですね、そのためにいろんな会議をやっていると思うんですけど、コロナに対する緊急対策の会議をやっていると思うので、そういったところで税務のほうとも連携しながらやっていけば、これは広報できたのではないかと思います。

○委員長（茂手木直忠君） ありますか。医療衛生部長。

○医療衛生部長 御指摘ありがとうございます。国保のほうも税と収入などの情報は連携しておりますので、その情報を基に保険料を算定しておりますので、ですので給与収入をもらっている方というの把握しております。

ただ、給与収入をもらっている方だけダイレクトではなかったんですけども、今回保険料の決定通知に改めてお知らせを通知しておりますので、それをまずは全ての方にお届けする、それから問合せなどにも丁寧に対応していくということで、できるだけ対象者を支援につなげていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 向後委員。

○委員（向後保雄君） 分かりました。2波、3波、まだあるかも分からないので、しっかりと、知らなくて申請できなかったということのないように、今回の場合、国保ですから、国保の対象者はある程度絞り込みできると思うんです。個人事業主だったら、5人以下の方たちですから、従業員が。それが6人以上になれば、社会保険加入です、しなきゃいけない。国保の対象者というのは、ある程度把握できると思うので、しっかりとそういった連携を取りながら、対象者を見つけ出し、お知らせするということは、市民にとってはありがたい話ではないかと思っておりますので、使う使わないは、使える使えないは本人の判断ということで、ぜひ要望して、終わります。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 大分お時間も経過したんで、換気をしたいと思っておりますので、ただいまから換気をいたします。

ほかに御質問、御質疑なければ、逐一採決いたします。

お諮りいたします。議案第63号・令和2年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（茂手木直忠君） 賛成全員、よって、議案第63号は承認されました。

続いてお諮りいたします。議案第65号・千葉市国民健康保険条例の一部改正に係る専決処分を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（茂手木直忠君） 賛成全員、よって、議案第65号は承認されました。

議案第66号審査

○委員長（茂手木直忠君） 次に、議案第66号・千葉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に係る専決処分についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。医療衛生部長。

○医療衛生部長 医療衛生部でございます。

資料の17ページをお願いいたします。

議案第66号・千葉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に係る専決処分について御説明いたします。

まず、1の専決理由ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月10日に国から後期高齢者医療制度における傷病手当金の支給について、特例的に財政支援する意向が示されたことから、千葉県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金を支給できるよう5月1日に条例を改正いたしました。これに伴いまして、傷病手当金申請に係る受付事務について、本市で行えるよう条例を改正するもので、早期に実施する必要があることから、5月22日に専決処分したものです。

なお、支給する傷病手当金の支給額や適用期間など制度そのものについては、下に参考として記載しておりますが、先ほど御説明いたしました国民健康保険と同様の内容となっております。

2の改正の内容ですが、後期高齢者医療制度は、千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、その運営に当たっては、県下の市町村と分担して行っております。給付に係る受付など市が行う業務につきましては、本市の条例に規定されており、広域連合の条例に傷病手当金の支給が規定され、5月1日に施行されたことを受けまして、本市の条例に申請に係る受付事務を追加したものです。

3の施行日ですが、令和2年5月22日です。

19ページは、新旧対照表となっております。

説明は、以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 青山委員。

○委員（青山雅紀君） では、よろしく申し上げます。

私にとりまして、保健消防委員会は初めて所属となります。どうか1年間よろしく願いいたします。

同支援事業につきましては、私も若葉区のセンターの中で、様々過去よりお世話になっております。市民相談にて親切丁寧な職員の皆様の対応に、市民の皆様も相談してよかったという声も多くいただいておりますので、今後もどうか引き続きお願いしたいというふうに思います。

私からは、一括で1点だけ確認させていただきます。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

生活自立・仕事相談センターの5月の新規受付件数、記載がないので、教えていただきたいのと、あと相談内容につきまして、状況等の説明等ができるのであれば……（「議案第66号」と呼ぶ者あり）済みません、ちょっと勘違いしました。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（茂手木直忠君） 発言がないようですので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第66号・千葉県後期高齢者医療に関する条例の一部改正に係る専決処分を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（茂手木直忠君） 賛成全員、よって、議案第66号は承認されました。

それでは、説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[保健福祉局入替え、消防局入室]

議案第64号審査

○委員長（茂手木直忠君） 議案第64号・令和2年度千葉県一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分中所管についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。消防局長。

○消防局長 私からは、議案第64号・令和2年度千葉県一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分についてのうち局課所管分について御説明申し上げます。

保健福祉局議案説明資料の9ページをお願いいたします。

生活困窮者自立相談支援事業についてでございます。

1の補正理由でございますが、生活困窮者に対します包括的な支援を行うための窓口であります生活自立・仕事相談センターにおきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活困窮者の急増に適切に対応するため、国の補助金を活用いたしまして、同センターの機能強化を図るものでございます。

2の補正予算額は2,000万円でございますが、財源及び負担割合につきましては、全額国庫支出金となっております。

3の事業概要でございますが、（1）の事業内容といたしまして、生活自立・仕事相談センターに新たにアウトリーチ支援員を配置し、アウトリーチ等を主体に早期把握及び初期のつながりの確保を行うとともに、自立までの一貫した支援を実施いたします。配置人数は、生活自立・仕事相談センター中央、稲毛、若葉にそれぞれ1人の合計3名でございますが、既に配置済みとなっております。

最後に、（4）の生活自立・仕事相談センターにおける新規相談受付件数でございますが、新規相談受付件数は、3月で見ますと、昨年は140件に対しまして、本年が288件、4月で見ますと、昨年の178件に対しまして、本年が529件となると急増しているところでございます。

生活困窮者自立相談支援事業については、以上でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、資料の11ページをお願いいたします。

保護施設等感染拡大防止対策事業についてでございます。

1の補正理由でございますが、保護施設と無料低額宿泊所におきます新型コロナウイルスの

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

感染拡大を防止するため、国の補助金を活用いたしまして、マスク等を保護施設等に配布するとともに、感染症が発生した保護施設等の消毒に要する経費を補助しようとするものでございます。

2の補正予算額は915万3,000円で、財源及び負担割合につきましては、全額国庫支出金となっております。

3、事業概要の(1)事業内容でございますが、ア、衛生用品等の緊急調達事業は、市におきまして、マスク、消毒液等を一括購入し、保護施設等に配布するものでございます。

また、イの施設等衛生環境改善事業は、感染症が発生した保護施設等が、建物や設備の消毒を事業者に依頼する際に要する経費を、1施設275万円を上限に全額補助するものでございます。

対象施設は、保護施設が1施設、無料低額宿泊所43施設でございます。

局課所管分の説明は、以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 高齢障害部長。

○高齢障害部長 高齢障害部でございます。

議案第64号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分についてのうち所管について説明させていただきます。

着座にて失礼します。

資料の13ページをお願いいたします。

障害者施設感染拡大防止対策事業についてです。

1、補正理由ですが、障害福祉サービス等における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、国の補助金を活用して、マスク等を障害福祉サービス事業者等に配布するとともに、新型コロナウイルス感染症が発生した障害福祉サービス事業所等の消毒に要する経費を補助しようとするものです。

2、補正予算額ですが、835万7,000円です。財源及び負担割合につきましては、記載のとおりでございます。なお、市負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にて充当される予定です。

3、事業概要の(1)事業内容について、ア、衛生用品等の緊急調達事業は、市において、マスク、消毒液の衛生用品等を一括購入して、障害福祉サービス事業所等に配布するものです。

次に、イ、施設等衛生環境改善事業は、新型コロナウイルス感染症が発生した障害福祉サービス事業所等が、建物や設備の消毒を事業者へ依頼する際に要する経費を、1施設275万円を上限に全額補助するものです。

(2)対象事業所については、障害福祉サービス事業所等346事業所です。

障害者施設感染拡大防止対策事業については、以上でございます。

続きまして、資料の15ページをお願いいたします。

心のケア支援事業についてです。

1、補正理由ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための外出自粛などの取組により、仕事や生活への不安やストレスなど精神上の問題に対応するため、新たに夜間及び休日において、心のケア相談を実施するものです。また、対面による相談での感染拡大防止のために必要な措置を講じるものです。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

2、補正予算額ですが、5,000万円です。財源及び負担割合につきましては、記載のとおりでございます。

3、事業概要ですが、心のケア相談について、月曜日から金曜日までの17時から21時まで及び土・日・祝日の13時から17時までの時間帯において、電話及びSNSを利用したオンラインでの相談を実施いたします。実施期間は、令和2年5月15日から令和3年3月31日までです。

なお、参考のとおり、月曜日から金曜日までの9時から17時までの時間帯においては、従来心の健康センター及び各区保健福祉センター健康課において、電話及び対面による相談を実施しております。また、感染拡大防止のため、マスク、消毒液、非接触式電子体温計を購入して、対面による相談を実施している心の健康センター及び各区保健福祉センター健康課に配布いたします。

高齢障害部所管については、以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 警防部長。

○警防部長 消防局警防部長の石川でございます。よろしくお願いたします。

議案第64号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分のうち救急活動時の感染拡大防止対策について説明いたします。着座にて説明させていただきます。

お手元の消防局議案説明資料の1ページをお願いいたします。

初めに、1の補正理由ですが、新型コロナウイルス感染患者等の移送・搬送時における感染拡大防止のため、資器材等を調達するものです。

次に、2の補正予算額ですが、8,300万円で、財源は国費が225万円、一般財源が8,075万円でございます。なお、一般財源のうち7,739万円が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金措置となります。

次に、3の整備内容ですが、救急業務において新型コロナウイルス陽性患者を外部環境と隔離した状態で搬送するため、陰圧装置付隔離型搬送資器材を3台、救急車内に滞留したウイルス等を除菌するため、車載用オゾン発生器を34台、救急隊員等への感染防止対策のため感染防止衣、飛沫感染防止ゴーグル及び曇り止めスプレーを、救急車内でウイルス等の飛沫を防止して、車内の資器材が感染源とならないようにするため養生シートを、そして救急隊員及び救急資器材を消毒するため消毒用ペーパータオル、エタノール及び次亜塩素酸ナトリウムをそれぞれ整備するものです。

これらの資器材等の詳細な説明につきましては、説明資料の2ページから7ページに記載しております。

続いて、説明資料の8ページをお願いいたします。

最後に、国補助金の概要についてですが、緊急消防援助隊設備整備費補助金の補助対象は、陰圧装置付隔離型搬送資器材であり、補助額は1台当たり基準額150万円の2分の1が上限となっております。

説明は、以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 御質疑等がありましたらお願いいたします。青山委員。

○委員（青山雅紀君） それでは、よろしくお願いたします。

保健福祉局、また消防局の皆様には、新型コロナ感染症拡大防止対策につきまして、様々御対応いただいておりますことを心より感謝申し上げます。ありがとうございます。また、第2

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

波も予測されている中ではございますけれども、長引く、また長期戦になるとも言われていますので、継続した対応につきましても、引き続きよろしくお願い申し上げます。

私にとりましては、保健消防委員会、初めての委員会所属となります。どうか1年間、よろしく申し上げます。

では初めに、生活困窮者自立相談支援事業につきましてお伺いします。

この事業、同センターにおける若葉区のセンターにつきましては、様々私も市民相談等で活用させていただいております……

○委員長（茂手木直忠君） 一問一答でいいですか。

○委員（青山雅紀君） 一問一答でお願いします。

市民の皆様からも相談してよかったとお声もいただいておりますことをまず御報告させていただきます。

この事業の5月の新規受付件数が記載されていないので、教えていただきたいのと、あと何か相談内容等につきまして、状況等説明していただけるのであれば、教えていただきたいというふうに思います。お願いします。

○委員長（茂手木直忠君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

まず、5月分の新規の相談受付の状況でございますけれども、308件となっております。4月から比較しますと減少しておりますけれども、4月には住宅確保給付金という事業がございまして、これが大分緩和されたことによって、4月に相談が非常に集中したという状況がございまして、ただ、5月の相談件数も、昨年と同月比と比べますとやはり増加しているということで、生活自立・仕事相談センターの役割というのは今後増していくと考えております。

それと、相談でございますけれども、一番の特徴はやはり就労に関するものが多いということです。それと、住宅の確保、安定、それから精神的にお悩みの方の相談、現状を申し上げますと、やはりコロナの影響による相談が多くなっていると、そういう状況が見受けられます。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 青山委員。

○委員（青山雅紀君） ありがとうございます。件数、把握されておられると思うんで、件数を教えていただけませんか、5月、4月の。4月は何件でしたっけ、済みません。4月が529件、5月が308件ですよね。ありがとうございます。相談件数につきましては、4月から5月は下がっていますけれども、4月に多かったのは、住居確保給付金の相談が集中しているということで答弁いただきました。また、5月の308件につきましても、例年に比べると増えているということで確認できました。

ふだんからの相談もさることながら、コロナ禍による相談も含めまして、増加傾向にはあると思いますけれども、今回配置していただきましたアウトリーチ支援員、昨日の会派の質疑におきましても御答弁いただいておりますので、今回は質問しませんが、アウトリーチ支援員の活動も含めまして、今後もしっかりとした対応をお願いしたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いたします。

会派といたしましては、賛成でお願いします。

次の心のケア支援事業についてお伺いさせていただきます。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

こちらの事業は、本来こころの健康センター、また各区の健康課にての事業という形でやっているのはいただいているんですけども、土・日・祝日と平日の夜の時間帯に相談できる新規の事業として、期間は今年度いっぱいまで実施というふうに認識しておりますが、初めに相談内容についてどのような相談が多いのか、教えてください。

○委員長（茂手木直忠君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課です。

相談内容について、多い順に、コロナウイルスに感染するかもしれないという感染不安も含めて、不安感を強く訴える相談、次いで自粛疲れ、あとその次に家族関係の悪化、そんなような相談が多い順として受けているような状況であります。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 青山委員。

○委員（青山雅紀君） ありがとうございます。様々な相談があるというのは分かりました。そこで、体制というんですか、対応体制について教えてください。

○委員長（茂手木直忠君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課です。

相談員は、相談業務に1年以上の経験を有する精神保健福祉士や臨床心理士などの有資格者であることを条件としております。体制といたしましては、電話相談には1名、SNS相談業務には2名、合計3名体制としております。

○委員長（茂手木直忠君） 青山委員。

○委員（青山雅紀君） ありがとうございます。では、電話対応は1名、SNS対応2名と、分かりました。

最後、1人当たりの対応時間は何分ぐらいか、教えていただけますか。

○委員長（茂手木直忠君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 1回当たりの相談対応時間につきましては、電話相談が平均で約30分、SNS相談が平均で約50分となっております。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 青山委員。

○委員（青山雅紀君） ありがとうございます。様々御苦勞していただいていることがよく確認できました。対応もしていただいていることも確認できましたので、こちらの事業は、コロナ禍に関係ない方ももちろん相談の受付をしていただいていますので、来年度、国でコロナ禍による予算が予算化されるかどうかというのは何とも言えないんですけども、仕事をしている方などが利用しやすい平日の夜の時間帯や、もちろんLINEでの相談はすごくありがたいというふうに感じております、土・日・祝日含めまして。

また、相談件数が多いからよいというものでもないと思いますし、できれば少ないほうがいいんでありまして、ただそれで多い少ないで評価できるような事業でもないと思うんですけども、この1年間よく精査していただきまして、来年度もコロナ対策としてだけではなく、継続していただきたい事業だというふうに私は思っておりますので、どうか御検討もいただきまして、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（茂手木直忠君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 一問一答でお願いいたします。

まず、生活困窮者自立相談支援事業に関しまして、3人の相談員を増加されたことは非常に評価させていただきます。

そこで、まずお伺いしたいのは、相談員の方々は全員窓口対応なのか、例えば電話、SNS等の対応の方もいらっしゃるということなのか、お聞かせください。

○委員長（茂手木直忠君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

今回のアウトリーチ支援員の配置ですけれども、特徴がございます。今まで窓口を開設して、そちらで相談を受け付けるという、そういう体制ではなくて、自ら支援員が個人宅を訪れて、支援を届けるという、そういう体制を構築したいという考えでおります。例えばひきこもりの方ですとか、就職氷河期時代のそういった世代の方、そういった方を中心として、恐らく支援の期間というのは非常に長くなると思うんですけれども、そういった懇切丁寧な相談に努めたいということで配置するものです。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 分かりました。今回私のこの質問に至りましたのは、会派のメンバーがぜひここを聞いてほしいということだったんですけれども、例えば稲毛区につきましては8名の相談員がいますと。かなりの相談に来られる方がいる、8名の相談員がいる。その中でパーティションで区切って、極めて3密状態にあるということで、相談員の方も何とかしてもらいたいという声が上がっているし、また当然相談に来られる方もこれはどういうことなんだということですので、この状況の改善をぜひともお願いしたいということなんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（茂手木直忠君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

今、稲毛の状況の部分で意見をいただいたところなんですけど、かなり物理的なものもございまして、私どももこれまで相談が多くなってきたということで、相談員さん、センターの拡充ということで、職員を増員してきたところです。

各保健福祉センターの所長さんとかを通して、中には区長さんとも話をさせていただきましたけども、なるべく適当な場所という部分、多少余裕を持った相談窓口としたいということは、ちょっとこちらで要望は申し上げているんですが、そもそも保健福祉センターそのものが手狭になってしまっておりますので、そういった全体を見ながら対応していかなきゃいけないのかなとは考えております。

ですから、今後、なるべくコロナの関係もあるので、在宅で勤務して、できるものであれば、そういったものは分けていただくとか、今の3センターさんとは、今も協議しているんですけど、ちょっと打合せしながら、解決策があれば見いだしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 大変御苦労されているということは重々承知いたしております。保

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

健福祉センターが狭いという状況の中で、先ほど稲毛区のことを申し上げましたが、若葉区も大して変わらない状況だということをございまして、保健福祉センターが狭いということは重々承知しておりますが、どこか見つけていただくとか、先ほどおっしゃったそもそもは訪問して支援するということですので、そういったこともプラスしつつ、何か工夫していただければと切に切にお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに。椛澤委員。

○委員（椛澤洋平君） それでは、一問一答で伺います。

初めに、生活困窮者の自立支援の事業、今るる議論ありましたけど、アウトリーチの手法を取り入れる形になるかと思えますけども、その効果と大体一日できる件数というんですか、どういう形になるのか。当然ながらセンターがある中央、稲毛、若葉中心に波及していく。美浜、緑、花見川区、この辺についてのアウトリーチ体制というのはどういう形で取られるのか、お聞かせください。

○委員長（茂手木直忠君） 答弁をお願いします。保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

この支援員、5月末から6月中旬に配置したというような状況でございます。設置済みということですが、具体的に今後活動するのは、今後の話になりますので、先ほど私が言ったように支援する人によりまして、かなり費やす時間が違うと思えます。例えばひきこもりの方を支援するといった場合には、3か月、6か月、もっと1年かかるというようなこともあるかもしれませんので、一旦ここで実施、活動状況などを見ながら、分析して、どの程度稼働できるかとか、そういったものを実態把握しながら、今後取り扱ってまいりたいと考えております。

それから、相談センターの未設置地区の関係がございまして、先ほど言いましたように相談件数もかなり多くなってございまして、9月に花見川区にオープンいたします。これは既存のセンターの職員さんの業務負担の軽減という部分、それから緑と美浜につきましては、今後設置に向けた検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 椛澤委員。

○委員（椛澤洋平君） ぜひ未設置のところも、くまなくフォローアップしていただきたいというのは切にお願いしておきたいと思えます。

続いて、保護施設の感染拡大防止、障害者の件も関連してちょっと伺いますが、施設衛生環境事業ということで、いわゆる清掃というんですか、消毒の費用なんかも出ていますけれども、この予算のうちマスクという部分と消毒という部分ですか、これはどういう割合で予算を組んでいるのかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（茂手木直忠君） 障害福祉サービス課長。

○障害福祉サービス課長 障害福祉サービス課、神津です。

障害者施設のほうの関係でいいますと、施設清掃費の275万円、これは1か所分として、大体2,000平米の施設を清掃するときに消費税込みで275万円という状況がありますので、その分、1か所分を予算化しております。それとあと、アのほうの衛生用品ですけれども、障害者のほうについては、今現状、15万枚のマスク、それと一斗缶17リッター入りのものを116缶分を計上しているところでございます。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 不正受給対策室長。

○不正受給対策室長 不正受給対策室です。

保護施設のほうの予算の配分ですけれども、施設の消毒につきましては、障害者施設と全く同じ275万円、マスクと消毒液につきましては640万円を計上しております。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 感染が出なければ使わないという話になるのかなというふうに理解するわけですけれども、私もいろいろ施設のお話を聞きますと、まず一つは、感染防止のいわゆるそういう対策、マスクというのは、もちろんそういうハード的なものはそうなんですけど、どうやって抑止していくかという指導というか、そういうのをしっかりやってほしいということとともに、今、新型コロナで面会がなかなかできないということで、今、施設なんかもICTでリモートの面談みたいな話もしたり、いろいろ設備投資というんですか、かかっているわけです。ですから、こういう面もぜひ今後目くばせしていただく必要があるんじゃないかと思いますが、その辺についての見解を伺います。

○委員長（茂手木直忠君） 障害福祉サービス課長。

○障害福祉サービス課長 障害福祉サービス課でございます。

施設のほうについては、議員おっしゃるとおりエタノール、消毒薬系がなかなか手に入らないという状況が続いております。現在、国のほうで政府優先調達という形で、エタノールをサービス事業者が直接契約を政府が指定する会社と結んで、調達できる体制が整っております。こちらでも利用するような形で、施設の衛生管理を行っていくということで、施設のほうにその分については通知しまして、体制整備をお願いしているところでございます。

それと、面談については、なかなか施設のほうも今現状リモートに基づく面談なんかというのは検討されているところもあるかとは思いますが、まだそれを導入するところまでは進んでいませんので、今後施設の需要について、ちょっと聞き取りをしながら確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） ぜひいろいろなニーズを現地で声を聴いて、対策を図っていただきたいと思います。

心のケアでありますけれども、先ほど回線の話がありました。今後、先般、男子中学生の自殺なんていう痛ましい事案がこの市内で発生しているということを鑑みますと、そういった教育現場というんですか、学校と連携したこういう心のケアの周知、ないしはフォローアップというのが大切なのかなというふうな気がしていますが、その辺の今後の学生の部分も含めたケアの周知だとか、その辺についてどう考えるか、お聞かせください。

○委員長（茂手木直忠君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課です。

中学生とか、あと小学生の保護者の方に対しては、6月1日に学校再開時に教育委員会が配付する文書の中にこの事業を開始しましたという案内をさせていただいたところでもあります。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

あと、その保護者たちに限らず、全市民的に周知していかなければいけないと思っておりますので、今後、時期を見て、周知を徹底していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 昨今、中高生もスマホですか、保持率が高まっている中でありますので、今回SNSのやつをやったというのは大変評価したいと思えますので、ぜひそういう方にやっぱり情報を届けていただいて、こういうのがあるんだよと、何かあったらここにメッセージをくれというような発信をぜひ市も力を入れてやってほしいということを申し上げておきたいと思えます。

最後に、消防のほうの一連のあれですか、感染防止策ということでもありますけれども、いろいろと装備というか、器具をそろえていく。これは大事なことだなということでもありますけれども、これまでコロナの患者含めて、搬送している中での課題というんですか、ないしは消防職員が感染のリスクだとか、発熱だとか、そういった状況に置かれたとか、そういったこれまでの対応での問題点だとか、その辺はどうだったか、お聞かせください。

○委員長（茂手木直忠君） 救急課長。

○救急課長 救急課長の亀山です。よろしく申し上げます。

これまで救急で新型コロナウイルス患者さん、陽性患者さんは10名を搬送させていただいております。この10名に対しましての収容は、ほぼ転院搬送、また医療機関、転院搬送は決定しております。さらに保健所さんからの御依頼ということになります。ということで、円滑な搬送ができていると認識してございます。救急隊員のほうの感染につきましては一切ございませんでしたので、陽性患者さんに伴います課題というのは、急務なことは現時点では起きていないと認識しております。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 先般の報道でもありましたけれども、昨日の議案質疑でもありました。4回ぐらいですか、通知して、たらい回しというか、なかなか搬送に至らないケースが昨年比に増えているんだというようなことだと思うんです。これについては、当然ながら救急がどの話なのか、ないしは受入れ側の問題なのかといろいろあろうかと思いますが、その辺の解決策というか、課題認識を含めてお聞かせください。

○委員長（茂手木直忠君） 救急課長。

○救急課長 おっしゃるとおり、報道でも報じました医療機関の照会回数4回以上、これにつきましては、昨年50人の方に対しまして、今年は98人という約倍ということになっているんですけども、その依頼内容がやはり発熱、呼吸苦ということで、幸いにも重症には至っておりません。これ以上といいましょうか、今後、第2波に向けて、救急需要の増加、これが増えた場合には、さらなる医療機関との調整とか、協力依頼とか、調整を図りたいと、このように思っております。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） ぜひ発熱でコロナだから受け入れられないとか、医療機関によっていろいろ事情が正直あるのかなという気はしていますけれども、ぜひその辺を、もし冬場、インフルエンザが猛烈にあって、その中でまたコロナとの問題が併発してくると。そこにはしっか

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

りなかなか受け入れられないよという問題を解決するために、それは当然救急だけじゃない話なんで、連携して対応していただくことを求めて、終わります。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに。渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 一問一答でお願いします。

生活困窮者自立相談支援事業の中で、件数が4月は3倍ぐらいあって、5月は少し微増ぐらいですけども、ありますけれども、年間で見ると、新規相談受付回数のほうも載っていますけれども、年々伸びがある中で、令和元年度はちょっと出ていませんけれども、今現状も既に人員不足なところが見られる中で、コロナ禍が来ていて、現場は本当に相談に対応に追われている状況を聞いております。3人、アウトリーチ支援員ということで新たにという、役割的に新たにアウトリーチということで先ほどから説明があったんですが、私が聞いている限りでは、今までも従来も窓口に行っても、半分も人がいなかったりというぐらい皆さん出られて、実際に同行支援やら、一定やっている状況だと思うんですけども、この相談員の役割分担があるのかとか、新たにというところに今回説明いただきましたけれども、従来的人员とどう違うというのが、私にとってはあまり新たにという感じがしないので、ただの増員かなというふうな気がしてしまったんですけども、そのあたりの認識について説明いただけますでしょうか。

○委員長（茂手木直忠君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

確かにアウトリーチ、既にやっていると。少し言葉を付け加えるとすれば、より一層の支援を届ける体制を構築したいと、そういうことでございます。ですから、強化を図りたいということでございますので、御理解をお願いいたします。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 了解しました。現場の支援員さんたちからの声では、既にひきこもりの方などの支援で住居の支援をしながらやっているケースだと1年関わるとか、本当に普通にあって、新規の件数だけを見て、なかなか窓口の業務の煩雑さとかを把握するとか、忙しさを見ていくのも難しいかなという状況だと思いますので、先ほど椋澤委員もお伝えしていましたけど、人員増は各センターができる、ほかの区のセンターができれば、薄まっていくということもあると思いますけれども、さらなる環境改善と増員は求めておきたいと思います。

それで次は、障害者施設感染拡大防止対策事業なんですけれども、一括で購入して、配布されていますけれども、必要量を調査して、配布という形だったと思うんですけど、必要量が足りていたのかというあたりお示してください。

○委員長（茂手木直忠君） 障害福祉サービス課長。

○障害福祉サービス課長 障害福祉サービス課です。

マスクについては、当初3月ぐらいに職員数、それに含めまして、1か月の使用量ですとか、そういったアンケート調査を行った中で、マスクに関しては、ある程度需要を満たすように配布してきていたかなというふうに考えております。ただ、エタノールに関しては、市のほうでもなかなか購入ルートが見つからないという状況の中で、幾つか見つけた中で、配布した先、ちょっと量が限定的だったので、入所施設、これを優先して配布させていただいたところです。

それと、政府の優先供給ということで、医ケア児に対して政府のほうで調達できたものを配布するという事業がございましたので、それに基づいて、エタノールがどうしても必要な医療

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

的ケア児の世帯に配らせていただいたところです。

今回、先ほど申しあげましたように、政府の優先調達制度で直接申込みができるという事業になりまして、事業所のほうで必要な量を申込みができると。それが会社のほうから直接事業所のほうに送られるということで、タイムリーに調達できるようになっております。うちのほうで今予算化している分についても、今後の第2波、第3波、また冬の流行時期の備蓄用として、購入を進めまして、配布していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。事業所からの聞き取りでは、なかなか届かない、実際には結構時間がかかって届くのにといいことを聞いていたので、大分整ってきたという感じが分かりましたけれども、ちょっと早めに蓄積をしておくようなアドバイスもあるということを知りました。

今回障害者施設ということなんですけど、介護施設等については、同様の防止事業というのはどうなっているのでしょうか。

○委員長（茂手木直忠君） 高齢障害部長。

○高齢障害部長 介護施設につきましても、同様に配布しております。今回、また寄附のものもございますし、市のほうで購入するものもございますして、配布できるように準備しております。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 分かりました。ちょっと事業名に入っていなかったもので、どうなのかということでお伺いしました。

今回、医療分野での必要量が最優先ということで、なかなか介護施設やら障害者施設での物品不足が随分と声が上がってきていましたので、必要量、足りない場合にどうしてもというときに、何か頼る場所があるのか、相談ができるところがあるのかというのがちょっと気になっていまして、保育施設なんかだと保育課のほうで一部保管していて、いざとなったら出せませうという案内をしたそうだったんですけども、そういった面は本当に買えなかったりした小規模のあまり大きくない施設さんとかで実際にはなかったのか、お伺いします。

○委員長（茂手木直忠君） 障害福祉サービス課長。

○障害福祉サービス課長 障害福祉サービス課でございます。

一応小さな小規模な事業所からの相談というのはあるんですけども、いかにせん量が確保できていないという分がありますので、通常の石けんの使用ですとか、次亜塩素酸ナトリウムを使った清掃、こういったもので感染防止に努めていただけるようお願いしているところでございます。一応少しストックがあるものについて、緊急的に必要だと。例えば熱発者が、発熱者が何人か出ているというようなことで相談があった場合には、配布できる量については一応ストックしております。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。安心いたしました。介護施設とか、事業者とか、きちんと登録しているところ以外にも、助け合いみたいなどころでも、人と触れる、お世話をするような状況もあったりして、そういった方たちは不安を抱えているということもあるん

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

ですけれども、石けんなどの洗浄でも十分できる部分もありますので、何か相談等あったら丁寧に対応していただきたいというふうに思います。

最後に、心のケア支援事業の中で、先ほどからいろいろと件数なども出ていたかと思うんですけど、相談件数について昨日出ていたと思うんですけども、参考になっている通常の窓口での業務での件数と、電話とSNSが始まって、その割合というか、実際に従来はどれくらいで、新たな部分が出てきて、100件ぐらいたしか相談があったということだったんですけども、従来のほうは大体どれくらいの件数で行われているのでしょうか。

○委員長（茂手木直忠君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課です。

済みません、昼間、精神保健福祉相談ということで行われている部分の件数は、今ちょっと手持ちにないんですけども、ただ国のほうから今年の2月7日からコロナに関しての相談を統計を取るようにと言われまして、そのコロナに関しての相談件数をちょっと申し上げさせてください。

まず、2月7日から3月31日までの受付件数が23件、4月が289件、5月は514件ということで、具体的にコロナそのものじゃないんですけども、コロナに関係する相談がこのように件数が増えているような状況でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） どうもありがとうございます。通常時のところでもコロナの感染不安とか、いろいろ含めて増えてきたので、拡大するというところでの新しい事業について、そこへ関係したいと。もともとコロナだからではなく、必要な事業かなというのをやはり思いますので、今年度末までの予算となっておりますけれども、必要性についての御認識をお伺いします。

○委員長（茂手木直忠君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長 一応年度末までになっていきますけれども、その以降については、年度末までの実績とか、相談内容を確認いたしまして、それに応じて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。今回のコロナのことでの対応というふうに事業として位置づけられていますけれども、予算が国から来ないようなこともあるかもしれませんが、引き続きやっていただきたいというふうに要望します。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 一括でお伺いいたします。

まず、1点目が、生活困窮者自立相談支援事業です。先ほど青山委員のほうから会派として賛成ですというお話がございましたけれども、一応個人、委員として質問させていただきたいと思えます。

生活困窮者自立支援について、青山委員の質問で、5月のデータと、それから相談内容の傾向性、この辺は答弁を聞いて分かりました。ここでさらになんですけども、実際に相談内容を皆さんがどのように分析されているのかなというところを確認しておきたいと思えます。

特に相談内容の中で、例えばこういうところに誘導することが多かったとか、先ほど住居

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

確保の話が出ましたけれども、当然生活困窮という意味では、納税の猶予だとか、保険料とか、公共料金の減免など、いろいろな支援がございます。また、国からの給付金とか、いろいろなものがある中で、せっかく相談窓口を設けて、来たものを実際にどう皆さんが捉まえて、今本当に市民の皆さんがこういう分野で困っているんだなというところをきちっと押さえていくというのが、相談窓口を開設している一番大きな意味だと思うんです。

そういう意味では、どういうふうに分析されて、またどういうところに誘導することが多いのかとか、その辺ちょっと皆さんの御認識をお伺いしたいというふうに思います。

それから、2点目、障害者施設の感染拡大防止対策です。これは保護施設も含めて、そしてまた先ほど別の委員からもございましたけど、介護施設なんかもそうですし、要するに保健福祉分野におけるこういう施設系というのは、やっぱりクラスターのとにかく本当に一番リスクとか、危険性を抱えながら、皆さん動かされていて、本当に緊張感を持って、従業員の方というのは、従業者の方というのは、多分本当は今もずっと働かれていますということで、抜かりなくやっていただきたいという、ただそれだけです。ここは質問いたしませんけれども、引き続きしっかりと現場のニーズに応じていく対応をお願いしておきたいと思います。

次、心のケアのところはちょっと質問させていただきたいというふうに思います。昨日の会派の質疑への答弁でも、相談内容という意味では、自粛疲れだとか、不眠、それから不安、いらいらを訴えるものとか、家族関係の悪化や育児疲れ、非常に多岐にわたっているということでした。

件数そのものは、5月の中旬から末で17日間で98件ということで、そんなにすごい膨大な量ではないんですけども、恐らくこれから表面化してくるものとか、ここ最近の報道では、新しい生活様式に変わっていつてはいるんですけども、なかなかそういうところに順応できなくて、コロナ鬱なんていう言葉も出てきております。非常にひたひたと薄い、浅い範囲での広がりというのが懸念されます。

そういう意味では、逆にケアのこういう窓口を設けているんですけど、呼びかけていくというんですか、啓発というんですか、本当に睡眠なんかでも注意の仕方とか、いろいろな意味での新しい生活様式に向けた啓発とセットでないと、こういう心のケア支援事業は成り立たないんじゃないかというふうに思っています。そういう意味では、予防の呼びかけなんかは、皆さんはどういうふうに併せて取り組まれているのか、考えられているのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

心のケアという意味でいうと、これは万人に通じることではあるんですが、若干気にしているのは、今日の先ほどの質問で出なかったところで高齢者のケアですね、特に高齢者の方は集いの場とか、通いの場というのが今回全部なくなってしまっております。そういう意味では、単純に心の部分だけではなくて、コミュニケーションの場が減るというだけで、一般的には不活発な生活というのが高齢者は続くわけです。これが続くと当然体力の低下だとか、抗体力の低下だとか、回復力の低下だとか、フレイルと言われる虚弱の状況というのが発生していくわけです。つまり心から体のところまで響いていってしまうというのが私は高齢者の問題だと思います。

そういう意味では、非常に心のケアのテーマの中では、高齢者のそういう二次的影響というところをどう捉まえて取り組んでいくのか、非常に大事だと思います。特にSNSとかやって

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

いても、高齢者の方はSNSをやっている方はそんなにいないと思いますので、そういう意味ではこのあたりの対策を皆さんはどういうふうに考えていらっしゃるのかというのをお聞きしておきたいというふうに思います。

最後、救急活動のところもお聞きしておきたいと思います。ここも本当に医療現場、最前線でございまして、消防の関係者の方々の日々の御苦勞には敬意を表するとともに、感謝申し上げたいというふうに思いますけれども、当然消防の方が感染してしまったら、しょうがないわけですので、器材については、もちろん大いに賛成でございます。

ところが、昨日の質疑の答弁でもあったとおり、要するに発熱症状、呼吸困難ということで、医療機関への照会が4回以上だったところというのが非常に増えてしまっていると。感染しちゃいけないのに、結局これだけ4回以上照会がかかっているということは、それだけその場に滞在する期間が長くなるわけです。つまりその患者さん、呼ばれた方と接触している時間は、それだけどんどん長くなるわけです。非常にそういう意味では、ここの問題というのは、きちっとしていかないと、せっかくこれだけ予算をつけても意味がないわけです。

そういう意味では、まず確認しておきたいのは、現場での滞在時間、実際に4回以上とかなると、どれくらいになっているのかというふうに皆さん見ているのかということと、答弁では昨日、各医療機関とのさらなる連携強化に努めるというふうになっているんですけども、具体的にどういうふうに改善されていくことになるんでしょうか、ここはお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 答弁をお願いします。精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課です。

まず、啓発というか、予防も含めた呼びかけということなんですけれども、私たちのほうも今リーフレットを作っております、ただ単にこういう時間を開設しました、御利用くださいという呼びかけではなくて、軽い相談から受けられますよといったような、もう少しメッセージを工夫した形でチラシを作っていきたいというふうに考えております。

あと、高齢者の方へのケア、そういったようなものも含めて、SNSの利用が少ないという形でどうするんだということも、同じ時間帯に電話相談も行っておりますので、SNSに限らず、電話での相談も受けられるんです、軽い相談からも受けられるんですというふうなことを、もう少し工夫した形で周知する場所もいろいろ考えて、継続的に行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

生活困窮者の関係で生活自立・仕事相談センターの部分でお答えします。

私どもで今感じ取っているのは、相談者が非常に複雑な悩みを抱えていると。例えば仕事だけの悩みではなくて、精神的なストレスや何かを抱えているということでございます。ある程度駆け込み寺的などころでございますけれども、一番大事なものは、その方にとって的確な相談部署、解決部署を支援していくと。例えばハローワークの紹介ですとか、心の健康センターを併せて紹介するとか、そういった的確な解決への部署ですね、そういったことが望まれると考え

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

ております。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 救急課長。

○救急課長 消防局救急課の亀山です。

先ほどの御質問のまず1件目の現場滞在時間の経過なんでございますけども、今回の98件に対する現場最長時間等につきましては、現在資料がございませんので、3月、4月、5月の平均滞在時間について御回答させていただきます。

これにつきましては、全体ですが、令和2年3月1日から3月31日、これ全体でございます。1か月間で平均現場滞在時間が現着から現発までが24.2分、それと令和2年4月1日から4月30日までが平均ではございますが、24分、それと令和2年5月1日から5月31日が23.7分ということで、この3か月間につきましては大きな差異はございませんでした。

それと、今後の医療機関の協力体制につきましては、千葉市には単独で千葉市消防局の救急業務検討委員会というのがございまして、千葉大学医学部附属病院の院長先生をはじめまして、地域医療機関、また災害拠点病院等々の先生と協議する場がございますので、今回の内容を踏まえまして、今後検討したいと考えております。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 高齢障害部長。

○高齢障害部長 高齢者の支援ということなんですが、今まで寄り添い支援ということで、身近なところということをずっとお願いしてきておりました。今回コロナを受けまして、3密を避けるですとか、新しいスタイルでの支援というのが必要というふうに考えております。まだ具体的にどれかというものは出せていないんですが、今後専門家の方の意見等も聞きながら、いろいろ検討していきたいと思っております。

また、身近なところでは、いきいきセンターですとか、いきいきプラザにつきましては、開放を始めておりますが、その中でも少し距離を取っていただくですとかということで、徐々に進めさせていただいております。そういった中で体力の低下を防ぐですとか、フレイル予防ということも今後考えていきたいと思っております。

○委員長（茂手木直忠君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。生活困窮者自立支援のところ、1回目のときにも申し上げましたけども、というか、答弁にもありましたけども、非常に複合的な課題を抱えていることが傾向性として見て取られるということで答弁もいただきましたけども、やっぱり適切などころにどれだけ誘導していけるかという誘導力というんですか、この辺が相談に乗る方は問われてくることだと思いますし、ある意味ここが非常に大事なデータベースみたいなもので、ここでの窓口での内容を、場合によっては新しい事業に展開していかなくやいけないことも恐らく出てくることなんだろうなというふうに思いますので、ぜひその辺はしっかりアンテナを高く張りながら、この事業をしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思いました。

心のケアのところでは、呼びかけについてはリーフレットを作っているというお話がございました。千葉市が作った新しい生活様式の道しるべみたいなのを出されていますけども、あれを例えば見ている、どうしてもこれやっちゃいけない、あれやっちゃいけないみたいな、や

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

っちゃいけないリストみたいな雰囲気、どうしてもああいうのを見ていると感じちゃうんですね。

そうじゃなくて、こういうことをしていきましょうという前向きなところで何か訴えられる啓発というのが今後もっと工夫していかないと、みんな新しい生活様式と言われても、何か規制されている閉塞感のある形になってしまうので、先ほど高齢者のところで部長のほうから、専門家の意見を聞きながらというお話がございました。ぜひこれからの啓発の在り方としても、あれしちゃういけない、これしちゃういけないではなくて、こういうことをしていきましょうという前向きなことで、何か新しいものを誘導していけるような啓発の仕方というのは、ぜひ工夫していただきたいというふうに思いました。

最後、救急のところについては、滞在時間平均は全体変わらないということでございましたけれども、単純に考えて、実際に今回、発熱症状、呼吸困難という事案で切り取ってみると、少なくとも昨年比で倍になっているわけですので、その部分だけ切り取れば、滞在時間というのは当然延びているわけなので、今、救急業務の検討委員会というのを立ち上げてやっているということでございました。私、素人なので、分からないですけど、埼玉のほうでは埼玉方式ということで、救急の搬送については新しい仕組みを検討されているというお話は報道でも出ていました。

そういう意味では、千葉県の話になりますので、少し範囲は異なるのかもしれませんが、千葉県の中での大都市の千葉ですので、ぜひ意見をどんどん上げていただいて、なるべくスムーズな搬送というのが図られるように、それがひいては救急活動をされている方々の感染防止につながっていくと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） よろしいですか。ほかに御質問がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第64号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分中所管を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（茂手木直忠君） 賛成全員、よって、議案第64号は承認されました。

それでは、説明員の入替えを行いたいと思いますが、時間も12時になっており、まだ審査案件もあります。その中に病院管理者の先生が11時から待っていて、またお昼を過ぎて待っていただくのはちょっと厳しい、市立病院関係の業務に差し障る可能性もあるんで、できればこのまま続けていきたいと思うんですけども、よければ5分間のトイレ休憩を取って続けたいと思います。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（茂手木直忠君） お願いします。

[保健福祉局・消防局入替え]

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（茂手木直忠君） それでは、引き続き議案に入ります。

議案第67号審査

○委員長（茂手木直忠君） 議案第67号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第4号）中所管についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。保健福祉局長。

○保健福祉局長 私からは議案第67号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第4号）のうち局課所管分について御説明申し上げます。

保健福祉局議案説明資料の21ページをお願いいたします。

住居確保給付金でございます。

1の補正理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、国によります住居確保給付金の対象者の拡大に伴いまして、住居確保給付金の申請が急増したため補正するものでございます。

2の補正予算額でございますが、2億910万円でございます。財源及び負担割合につきましては、記載のとおりでございます。

3、事業概要、（1）の事業内容につきましては、離職者等で住居を喪失するおそれのある者などに対しまして、家賃相当額を支給することにより住居及び就労機会の確保に向けた支援を行うものとなります。

対象者の主な要件といたしましては、離職等の基本要件に加えまして、求職活動要件や収入要件、資産要件がございます。

詳細は記載のとおりでございますが、なお4月20日から離職者等に限らず、表の2段目になりますけれども、休業等により収入が減少し、離職と同程度の状況にある者まで拡大されるなどの対象の拡大がなされているところでございます。

次に、（2）の新規申請者数の推移でございますが、住居確保給付金の申請件数は、昨年度が年間106件であるのに対しまして、本年4月は159件、5月は11日までで115件ということで、申請件数が急増しております。

最後に、（3）の支給上限額等でございますが、記載のとおり単身世帯で4万1,000円、2人世帯で4万9,000円となっております。支給期間は原則3か月以内で、求職活動等を誠実に行っている場合につきましては、最長9か月まで延長可能となっております。

局課所管分の説明は、以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 医療衛生部長。

○医療衛生部長 それでは、資料の23ページをお願いいたします。

医療衛生部でございます。

議案第67号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第4号）のうち所管について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策についてです。

1の補正理由ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、感染症患者の病床確保、軽症患者等の宿泊療養施設の確保及び医療従事者の支援に要する費用を補正するものです。

2の補正予算額ですが、合計で5億9,980万円です。財源は、記載のとおりでございます。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

3の事業概要について、まず（1）感染症患者の病床確保ですが、4月21日に専決処分したもののについて、引き続き確保を図るものです。6月下旬から10月末までを予定しており、事業費は1億1,040万円です。

次に、（2）の軽症者等の宿泊療養施設の確保ですが、こちらも4月28日に専決処分したもののについて、引き続き確保を図るものです。8月から10月末までを予定しております。

24ページをお願いいたします。

ウの事業費ですが、1億9,500万円です。

次に、（3）医療・介護従事者等支援金ですが、アの事業目的は、新型コロナウイルス感染症対策の最前線で戦う医療従事者や、重症化しやすいとされる高齢者・障害者への支援を献身的に行う介護従事者への支援を目的に支援金を給付するものです。

イの事業内容は、患者受入医療機関や介護・障害福祉サービス事業所など対象施設の種類や入院延べ日数、検体採取数の実績に応じて給付を行います。支給額や施設数は、表のとおりです。

ウの事業費は2億200万円です。

次に、（4）市立病院医療従事者の支援ですが、アの事業目的は、市立病院医療従事者に対する特殊勤務手当を支給するため、病院事業会計に負担金を繰り出すものです。事業費は9,240万円です。なお、特殊勤務手当の具体的な内容につきましては、後ほど病院局より御説明いたします。

医療衛生部所管については、以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 高齢障害部長。

○高齢障害部長 高齢障害部でございます。

議案第67号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第4号）のうち所管について御説明いたします。

資料の25ページをお願いいたします。

社会福祉施設非常用自家発電設備等整備助成についてです。

1、補正理由ですが、昨年の台風による市内の高齢者施設等において、大規模かつ長期にわたって停電などが発生し、利用者の生命や健康が脅かされる事態となったことを受け、大規模な停電時にも入所者等の安全を確保するため、国の交付金を活用して非常用自家発電設備等の整備費用を助成することにより、その整備を促そうとするものです。

2、補正予算額ですが、1億9,648万8,000円です。財源及び負担割合につきましては、記載のとおりでございます。

3、事業概要ですが、（1）対象施設は、高齢者施設22か所です。また、昨年度は47か所となっており、順次事務手続を行っております。

次に、（2）対象事業は、非常用自家発電設備（設置型またはポータブル発電機）の整備に要する経費で、附帯工事、燃料備蓄庫整備、給水設備に要する経費も対象としております。

次に、（3）条件として、4項目設定しております。

ア、停電時に給水ポンプの停止による断水が解消されるよう配電すること。

イ、設置型の場合、備蓄庫を整備するなどにより、3日以上以上の燃料を確保すること。

ウ、停電時に電源を求める在宅の高齢者等、特に人工呼吸器、喀痰吸引機の利用者等を想定

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

しておりますが、このような方に対して支援を行うこと。

エ、入所施設の場合、市の拠点福祉避難所の指定を受けることとしております。

また、施設区分ごとの整備内容の内訳につきましては、下の表を御参照ください。

高齢障害部所管につきましては、以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 総務部長。

○総務部長 消防局の総務部でございます。よろしくお願いたします。

議案第67号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第4号）のうち所管、消防団活動体制の充実について御説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

消防局議案説明資料により御説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

1の補正理由ですが、昨年発生しました台風15号、19号及び10月25日の大雨に対する消防団の災害対応時に消防団器具置場の停電や小型消防ポンプの故障等が発生し、活動に支障が生じたことから、国の消防団整備設備費補助金を活用し、資機材を整備するものであります。

2の補正予算額ですが、1,900万円で、財源は国補助金が614万3,000円、一般財源が1,285万7,000円ですが、一般財源のうち982万9,000円が特別交付税措置されるものです。

3の整備内容ですが、表中、1番の排水ポンプは、道路冠水や家屋の床上・床下浸水に対する排水作業に活用するため、各方面隊に1基、計6基を整備するもので、2番から4番の発電機、投光器、コードリールにつきましては、停電時、消防団器具置場等の電源を確保するとともに、消防団員の集結、待機、活動準備等で照明として使用するため、各器具置場など、60基を整備するものです。

説明資料の10ページをお願いいたします。

国補助金の制度の概要についてですが、補助率につきましては、整備費の3分の1となっており、そのほか市負担分の一般財源に対しまして、措置率0.8の特別交付税措置が講じられます。

資料の11ページをお願いいたします。

排水ポンプ、発電機、投光器の必要性についてですが、排水ポンプにつきましては、過去の台風15号、19号及び10月25日の大雨により発生した道路冠水及び床上・床下浸水に対応するため、消防団員が排水作業を行った結果、排水等に含まれる小石がポンプに挟まり、2台の小型消防ポンプに故障が発生したため、小石等を含む泥水の排水が可能な排水ポンプが必要となったものです。

次に、発電機及び投光器ですが、過去の台風15号により消防団器具置場12か所で停電が発生し、消防団員の待機及び活動準備に支障を来したことから、活動拠点として機能維持を図るため配備が必要となったものです。

最後に、実質の千葉市の負担額ですが、総事業費1,900万円から国補助金及び特別交付税を合わせた1,597万2,000円を控除した302万8,000円が千葉市の実質負担額となります。

説明は、以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 御質疑等がございましたらお願いいたします。青山委員。

○委員（青山雅紀君） それでは、一問一答で、住居確保給付金についてお聞かせください。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

まず、この4月20日から30日までのたった8日間といいますか、この8日間の中で109件と急激に伸びていますが、理由等分かれば教えていただけますか。

○委員長（茂手木直忠君） 答弁は保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

4月20日以降、急激に伸びてございます。この給付金を申請できる方というのは、ここに事業内容のところに対象者の主な要件というものが記載されております。これまでは離職、あるいは廃業から2年以内の方となっていましたけれども、4月20日以降には、プラスというか、追加されまして、就労収入が減少して、住居を失うおそれがある方も申請ができることとなったということで急増しております。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 青山委員。

○委員（青山雅紀君） ありがとうございます。伸びている理由につきましては、収入減少の部分が4月20日から緩和されたことによるものということでありまして、二つの基本要件ですよね、この基本要件にあります離職等によるものと休業等により収入が減った、減少したというのは、どの程度の割合になっているのか、分かれば教えてください。

○委員長（茂手木直忠君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

5月分の状況で申し上げますと、離職等によるものが申請全体の30%です。収入の減によるものは残りの70%と、3対7という状況でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 青山委員。

○委員（青山雅紀君） 3対7の割合ということで、離職が30%ということでした。ありがとうございます。今回のコロナ禍の影響により申請されている方々というのは、非正規の方々、またアルバイトの方々が多いうふうにお聞きしているんですけども、年代別等で捉えておられるのであれば、若い人の割合といいますか、どのぐらいになっているのか、現状分かる範囲で結構ですから、教えてください。

○委員長（茂手木直忠君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

非正規社員とか、アルバイトさん、こういった形ではちょっと把握しておりませんが、年代別で申し上げますと、20代の方が全体の約22%、30代が24%、40代の方が22%と。20代から40代の方で全体の約70%を占めるということで、若い世代の方の申請が多いと、そういう状況になってございます。

○委員長（茂手木直忠君） 青山委員。

○委員（青山雅紀君） ありがとうございます。20代から40代で全体の70%、7割を占めておられるというのが現状ということで確認できました。ありがとうございます。

この住居確保給付金という制度は、生活困窮者自立支援法の中の一つとして、以前から千葉市においても支援メニューの中に含まれておりまして、様々対応もしていただいているわけですが、コロナ禍以前の当初予算について、当初予算のときに予測されていた件数と、今回の補正予算額2億900万円の中で上積みされた予測件数というのが何件分に当たるのか、分かれば教えてください。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（茂手木直忠君） 保護課長。

○保護課長 保護課です。

当初予算について申し上げます。1,520万9,000円です。かなりの補正をしたところですが、当初見込んだ件数でございますが、92件、補正の中で見込んだ件数が1,271件です。トータルで見込む件数が1,363件となります。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 青山委員。

○委員（青山雅紀君） ありがとうございます。当初予算額としては1,520万円、92件だったのが、今回の補正では1,271件分の上積みということでありました。当初予算分92件を足しまして、補正予算額2億2,400万円、結局年間1,363件見込んでおられるということでもあります。

そこで、支給期間についてなんですけれども、原則3か月、また御説明の中で9か月と報告いただいているんですけれども、今回の国の2次補正におきまして、今後この期間が1年とかに延長される可能性はあるのかなのか、分かる範囲で結構ですから、教えていただければと思います。

○委員長（茂手木直忠君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

2次補正の関係で、給付期間につきましては最長で9か月ということで、これを延長するという情報は得ておりません。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 青山委員。

○委員（青山雅紀君） ありがとうございます。分かりました。今回の補正理由は、先ほど御答弁いただきましたけれども、4月20日にコロナ禍による省令改正があつて、休業等により収入が減った人でも支給対象に加えられたということによる補正予算と認識していますが、やっぱりそこで気になるのが支給額についてなんですけれども、世帯の人数によって、支給額が違っていきまして、こちらにも書いていますけれども、生活保護の基準内で支給する仕組みとなっております。もちろん例えば家賃が単身で5万円のところに住んでおられる方は、4万1,000円出ますので、9,000円は自己負担という形になるわけなんですけれども、家賃も8万円から10万円のところに住んでおられる方もおられます。

そこで、そのような方々にどのような支援をしていただけるのか、どうするのかというふうな形になるわけでございますけれども、もちろん常識的な限度というのもありまして、また無理なお願いもできないわけではありますが、経済がある程度立ち上がるまでは、この状態も続く可能性もあります。

○委員長（茂手木直忠君） 簡潔にお願いします。

○委員（青山雅紀君） はい。ですから、若い方々の生活保護が増加する可能性もありますことから、今回の補正では1,363件予算を組んでいただいているんですが、当局におかれましては、必要な人には漏れのないような先を見据えた対応をお願いしたいのと、都市局所管で行っている事業、すまいのコンシェルジュ、また社協にて行っている生活福祉資金の紹介等にもつなげていただく対応の強化もお願いしまして、私の質問とします。

以上でございます。ありがとうございます。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 一問一答でお願いします。

住居確保給付金のところで、件数が莫大に増えている状況の中で、職員の体制が、申請が受け付けるけど、処理が追いつかないというような話を伺いましたが、実情どうなっておりますでしょうか。

○委員長（茂手木直忠君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

住居確保給付金につきましては、1週間ごとに状況を把握しているところでございます。申請件数でございますけれども、5月の第4週をピーク、これは18日から22日になりますけれども、130件ほどございました。こういう状況が今月1日から5日の状況ですと、74件という状況になっていますから、多少減少傾向にあるということでございます。5月につきましては、ケースワーカーの方が訪問しなくていいということではないんですけれども、訪問を控えていたということで、かなり手伝っていただいていたという状況です。ですから、今後、こういう情勢に左右されると思いますけれども、そういう状況を見ながら、ちょっと対応していきたいと思っています。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。実際に住居確保給付金の担当だけでは処理し切れず、ケースワーカーさんが手伝って、何とか回してきた2か月だったというような状況かと思えますけれども、実際に今後ますます住宅を追われてしまうような状況になるような人たちが増える、減少傾向ということでありましたけど、雇用の部分は後になって出てくること、2か月後、会社が難しくなるといって、後々出てくる可能性もまだまだある中で、人員の増強みたいな、職員さんのほうが、ケースワーカーさんも訪問もやっぱりしなくちゃいけない業務、ためてきた部分もある中で、本当に回せるのかというのが気になるころなんですけれども、増員についてはどのようなお考えでしょうか。

○委員長（茂手木直忠君） 保護課長。

○保護課長 保護課です。

今のところ、先ほど減少傾向にあるとは申し上げましたけれども、今後、増加に転じるようなことがあれば、この事業を担っております社会援護課と協議を行いながら、必要な措置を取っていきたくと考えております。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 申請後の処理までに時間を要しているという実態もある、申請後すぐにできるかというところは、人員が少ないと処理が遅れるとなっていくと困る方たちの給付までの時間も延びてしまうので、そこは適切に対応していただければと。職員さんたちが本当に頑張っているのは聞いていて、今回、援護課の職員さんたちが、生活自立・仕事相談センターの方たちから聞いたんですけど、すごく皆さん真剣に対応を行っていただけているということで、市民に寄り添った支援を必死に、今までが駄目だったのではないですけども、今までにないくらい親切に全部処理をやっていただいているという声もいただいているので、コロナ禍じゃなくてもこうだといいなみたいなこともおっしゃっているぐらいでしたので、職員

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

さんの働く環境についてもしっかりとケアしていただきたいというふうに思います。

次に、医療・介護従事者等の支援金についてなんですけれども、ちょっと関連というか、先ほどもちょっと出ていたんですけれども、支援施設の部分で一生懸命対応してくださった病院や医療機関等に給付していくわけなんですけれども、先ほども公表するか、しないかについての見解が出ておりましたけれども、市民としては知りたいという人もいれば、病院の状況として、発熱を診ると通常を受診者が減って減収となるという事実も……

○委員長（茂手木直忠君） 議案外じゃないの、質問内容。

○委員（渡辺 忍君） （3）のところで伺っているんですけれども、67号の3、医療・介護従事者等のところで伺っているんですけれども、支援金の病院が出すところの関連でちょっと……

○委員長（茂手木直忠君） 簡便をお願いします。

○委員（渡辺 忍君） 分かりました。

公表についての私の見解として、公表できない理由が、皆さんがよく分かっていない、市民の方が分かっていないというケースがあるので、ここは要望として、公表できない理由を明確に何かどこかに示していただけると、少しは文句を言う市民というか、どうしても知りたいと言っている市民の納得性が出てくるのかなというふうに考えましたので、そこは少し要望しておきます。

以上でいいです。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに。小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 1点だけ要望でございます。

しつこくバーディーホテルなんですけど、10月まで延びるという件に関しましては、2次、3次感染のことを考えれば、理解いたします。ただ、やはり今回120人可能なところに3人しか利用者がいなかったということに関しては、感染者であっても利用できない人がいらっしまったという何かの事情があったのかなというふうにも受け止められますし、先ほどの御答弁では、この時期に対応を検討されるということでしたので、重ねてになりますが、有効に活用していただける対策をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） いいですか、要望でね。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 端的に伺います。住居確保給付金ですけど、収入要件の部分で、私もこれがちょっと低いんじゃないか。国の基準なのかなと思いますが、この基準を何か市独自で上乘せして、対応しているような自治体というのがあるのかどうか、なかなか12万円とかというのは、今あり得ない額なのかなという気もするんで、それについての見解をお聞かせください。一問一答で。

○委員長（茂手木直忠君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

収入基準につきましては、市町村民税が非課税となる収入というものを参考にはしているところなんですけども、どちらの市町村もこれを基にやっていると思うんですが、保護課で独自で各政令市とか、他市町村の状況を情報収集しているという状況は、今のところないです。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員（梶澤洋平君） ちょっとこの額がどうしたってこの部分で受けられないという方がいるというのが、実は私の下にも相談が来ています。できることであれば、かなり増額を補正していただいていますけれども、要件についても積極的に検討していただきたいということは要望しておきたいと思います。

あと最後に、医療・介護従事者の支援金ですけれども、事業費2億円の中で、市民からの寄附金というのは大体どれぐらいを見込んでいて、国の追加の交付金の充当というのは、こういった部分に展開できるのかどうか、お聞かせください。

○委員長（茂手木直忠君） 医療衛生部参事。

○医療衛生部参事 医療衛生部です。

まず、1点目の寄附金では4,000万円を見込んでおります。それは災害時もふるさとチョイスというのをやっておりまして、そのときのふるさとチョイスの寄附金の状況を参考に、今回4,000万円ということで見込んだということで、財政当局から伺っております。

あともう1点、地方創生臨時交付金を足らず前のほうに充てていくということは、こういう活用の仕方でもできるということで、財政当局から伺っておりますので、適切な活用ではないかと思われま。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 昨日の質疑でも申し上げましたけれども、やっぱり医療のいろんな地域の医療機関、ここにかかわらず、大変なところ、減収が大きく出ていますので、ぜひ国のやつも積極的に活用していただいて、さらなる増額、対象の拡大、これはぜひお願いしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ちょっと順番はいろいろ入れ替わりますけれども、一括でお伺いしたいと思います。

まず、一つ、消防団の活動体制のところでございます。ぜひ大いにやっていただきたい事業なんですけれども、ちなみにスケジュールというのはいつ頃を想定されて、いつ頃配備されることになるのかということです。これは1点確認させてください。

2点目が、社会福祉施設非常用自家発電設備等の整備、これが今回22か所分ということで、昨年度47か所、全体でたしか225か所というふうにも聞いておりまして、昨年の台風災害等を考えると、非常に不安な部分があるんですけれども、これ実際あと、まだまだ展開できてないところに実際どのような形で呼びかけていくことになるのか、この1点だけお伺いしたいと思います。

3点目、感染症対策です、医療・介護従事者等支援金という、これが6月補正の中でも非常に医療・介護従事者に向けての非常にメッセージというか、重要な事業であるというふうに思っております。

ここで初めて医療現場だけでなく、介護現場もしっかりと支えていくんだというものが予算として形になっているわけですけれども、介護の現場というのを実際にどうつかんでいっちゃうのか。昨日の質疑の答弁では、例えば介護事業所の継続という部分について、一定の

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

配慮をされたりだとか、逆にまた利用者についても、しっかりとサービスが途切れないようにということでの代替サービスというんですか、そういう特例なんかも認めながら、何とか介護の現場を維持してきたという答弁をいただきました。

そういう意味では介護事業所の実際の経営の実態であるとか、利用者の利用控えによっての実際重度化みたいな、そんなことは心配ないのかとか、お金をこれだけ展開していく上に当たって、現状どう押さえているのかというのはちょっと確認したいので、そのあたり介護現場の状況を皆さんはどういうふうに捉えていらっしゃるのか。

さらには、これだけコロナでなると、介護の皆さんというのは、直接高齢者の方と触れ合っ、接してということで、仕事をされています。そういう意味では、従事者の方からは本当に自分の務め先の施設に言っても、なかなか施設は施設で国や市から言われているからということをやっている。そういう意味では、従事者の思いというのは、なかなか届きにくいという中で、この1か月、2か月が来たと思っています。

そういう意味では、介護職離れなんていうことも当然懸念されるわけで、場合によっては、お金の展開の仕方として、雇用の維持とか、新たな介護従事者を獲得するためのものというのを、本来であれば、平時とは違う形で展開していかなきゃいけないんじゃないかというふうにも思っています。そういう意味では、そのあたりの考えがないのか、お聞かせいただきたいと思えます。

以上、お願いします。

○委員長（茂手木直忠君） 消防の総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

台風シーズンに入る前、8月までには配備したいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課でございます。

まず、発電機に関する御質問ですが、未設置施設に対する今後の対応ということでございますけども、入所型の施設にグループホームなどを加えました225か所のうち、未設置の施設が、入所系の施設だと2か所、グループホームでも50か所近くあるということでございますので、このような施設に対して、今後国のこの制度を活用した助成事業を継続してまいりたいというふうに考えておりますので、引き続きこういった周知をしていくとともに、設置済みの施設の状況についても周知していくことで、自分たちの施設の状況を総体的に理解できるような形も取りながら、設置を促してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、医療・介護従事者等支援金に関する介護施設に関する御質問ですけれども、まず1点目の事業所の経営の実態、また利用控えによる利用者の重度化についてということでございますが、コロナウイルス感染防止対応ということに重きを置いておりましたので、実態調査まではされてない状況です。

2月のまだ感染の初期といいますか、始まった頃に、事業所に対する備蓄品の調査等はしたんですが、その後、どのような経営状況になっているとか、利用者の状況、そこまでつぶさに把握できてない状況でございますが、利用者が少ないということで、経営が収入が半減したんだという声も耳に入っておりますので、その辺は今後の支援について検討する中で、このよ

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

うな実態調査、把握についても努めてまいりたいと考えています。

あと最後ですけれども、従事者の方は大分苦勞されているという御指摘がございましたけれども、議員おっしゃるとおり、このような状況であれば、介護離れ、離職が進んでしまうという懸念については、同様に危惧される場所であろうかと思えます。

この支援金の使い道ですけれども、基本的にこちらから指定して、これに使ってくださいというふうにするものではないと承知しておりますけれども、これまで従事した方々の慰勞に係るもの、またそれに限らず、事業所にとって、従事者にとって、また将来働きやすい職場、投資のほうに振り向けていただくということも含めて、活用していただければと、そういうふうにご案内したいと考えております。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。まず、消防団のほうは8月までということでごございましたけれども、一日も早く整備して、危機に備えるようお願いしたいと思います。

自家発電のほうも、大きなところで52か所ぐらいまだ残っているということで、ただでさえコロナで危機、さらに台風災害が来たらダブルの危機ということになりますので、この辺もあらゆる創意工夫をしっかりとさせていただいて、対策を講じていただきたいと思いました。

3点目の感染症対策のところでは、つぶさに介護の事業所の現場の実態というのは、まだ把握できてないということでごございました。ただ、その割には、こうやってお金を出すということは事業化されているわけです。今後は当然細かな状況把握をしっかりとしていくことが必要でございますし、場合によっては、状況把握の結果によっては、今、国のほうで2次補正予算が間もなく通るんじゃないかなと思いますけれども、特別交付金というんですか、ものが出てくると思います。この活用という意味で、ひょっとしたらここに使っていかなきゃいけないかもしれないです。

特に介護職場内のところでは、ひょっとしたら介護人材の確保に向けた雇用促進策、これは例えば介護職に就いたら、逆に手当が出るぐらいのような例えばこともやっていかなきゃいけないかもしれないです。その辺はぜひ柔軟に、今回、今度支援金をやりますけれども、次なる手というのをぜひ考えながら展開していただきたいというふうに思いました。

それから、国のほうでは一応今回、今、国のほうで議論されていて、医療・介護関係者に5万円から20万円の慰勞金が出るという話も聞いております。こういったメッセージがようやく届くことになるわけでごございますけれども、市としても、場合によっては、さらなる特段の配慮も加味しながら、今後の施策、検討していただきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第67号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第4号）中所管についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（茂手木直忠君） 賛成全員、よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。御苦勞さまでした。

[保健福祉局・消防局退室、病院局入室]

議案第69号審査

○委員長（茂手木直忠君） 次に、議案第69号・令和2年度千葉市病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。病院局次長。

○病院局次長 病院局でございます。よろしくをお願いいたします。

病院局議案説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、1の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を受け、病院において患者収容の増加が見られる中、感染のリスクに加え、厳しい勤務環境と極めて緊迫した状況の中で、平常時には想定されない業務に従事することから、当該業務の特殊性を考慮し、この業務に従事する職員に対して、特殊勤務手当を支給するため、給与費を増額するものです。

2の補正予算額ですが、（1）の特殊勤務手当の増額に伴う給与費の増額として、収益的支出の第1款・病院事業費用、第1項・医業費用、第1目・給与費につきまして、補正前の額116億9,413万4,000円に対しまして、9,240万円を増額補正し、補正後の額を117億8,653万4,000円とするものでございます。

また、（2）の給与費の増額に伴う一般会計からの負担金の増額といたしまして、収益的収入の第1款・病院事業収益、第2項・医業外収益、第3目・他会計負担金につきまして、補正前の32億986万5,000円に対しまして、9,240万円を増額補正し、補正後の額を33億226万5,000円とするものでございます。

3の特殊勤務手当の内容でございますが、診療を行う医師や入院患者の看護を行う看護師など、感染患者や感染が疑われる患者の身体に直接接する業務につきましては、勤務1回につき4,000円の手当を支給いたします。

また、行政検査や肺炎の疑いでPCR検査を目的として、検体採取を実施する医師やその補助をする看護師など、感染患者や感染が疑われる患者に対応する業務につきまして、勤務1回につき3,000円の手当を支給いたします。

なお、病棟で感染患者を診療する医師が検体採取を行う場合は4,000円と3,000円を併給することができることとしております。

実施時期につきましては、本年1月27日から遡及して適用いたします。

説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（茂手木直忠君） 御質疑等がございましたらお願いいたします。

青山委員。

○委員（青山雅紀君） 一括でお願いします。

両市立病院における全体のコロナ対応についてお聞かせください。あと、特殊勤務手当を否定するわけではないんですけれども、医師や看護師以外にも、多くの方々が影響を受けているというふうに思いますけれども、その方々への対応について、以上2点、お願いします。

○委員長（茂手木直忠君） 経営企画課長。

○経営企画課長 経営企画課長の布施でございます。

まず、1点目のコロナ対応全般についてですが、青葉病院では、感染症指定医療機関としまして、専用病床6床を有してございまして、患者数の状況を踏まえながら、一般病床の一部を感

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

染病床に振り替えて、多くの感染患者を受け入れております。

一方、海浜病院のほうは、感染指定医療機関ではございませんが、患者の受入れを対応するため、感染患者と一般患者の動線のゾーニングなどの環境整備を行いながら、病床を確保し、患者を受け入れてまいりました。

次に、医師や看護師以外の方々も含めて、いろいろ影響を受けていることということでございますけれども、今回の特殊勤務手当ではないんですけれども、金銭的な給付以外に、最近ではピザの宅配業者の御厚意によりまして、医療スタッフ全員にピザを提供していただけるという善意がございました。この提供により、医療スタッフ多くが喜んでいらっしゃるということでございます。

○委員長（茂手木直忠君） 青山委員。

○委員（青山雅紀君） ありがとうございます。コロナ対応につきましては、両病院の中で様々対応、また御努力いただいていることを確認しました。

また、特殊勤務手当につきましては、給与に反映してできないのであれば、何かしらの形で、御答弁にもございましたけれども、真心のピザサービスとか、その辺の取組はすごく非常に大事だというふうに思いますので、今後のことも踏まえまして、どうか一致団結して頑張ってもらえるように、そのような方々への配慮も御検討いただき、長期戦となると言われていますこのたびの対策につきまして、今後も引き続き対応をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

私からは、以上です。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 一問一答で伺いたいと思います。

まずは院内感染を防いで、この間来られたというのは大変素晴らしいことだと思います。私も先般、青葉病院に行って伺ったときには、本当にかんりのストレスを抱えているんだなというのを改めて感じました。そういう点では、特別手当ですか、これは我々求めてきた中で実現するというのは大いに評価したいと思います。一応このケアするという面では、金銭的なインセンティブも重要だというのは重々分かります。それと同時に、いわゆる心のケア的な部分、そういうのをスタッフの皆様方に対してどういう対応をしているのか、お聞かせください。

○委員長（茂手木直忠君） 青葉病院長。

○青葉病院長 青葉病院の山本です。ありがとうございます。

当院では、精神科病床を有しておりまして、精神科の医師とあと看護師でリエゾンの認定看護師といういわゆる心のケアをする看護師がおります。その看護師がCOVID-19が入った病棟の看護師全員に面接を行って、心のケアをしておりまして、今のところ例えば鬱になったりとか、休職したりとかという方はいらっしゃいません。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 分かりました。今の対応をされているということで安心いたしました。

あと、この間伺ったときには、要するに発熱する方をぴっと体温計で測る入り口にいる方だとか、ないしは受付の方だとか、ちょっとここに書いてある支給対象者のところに該当するかどうかというのが分かりませんが、いずれにしても、患者さんと接触する病院スタッフには漏れなく手当てしていただきたいと思います。その辺について対応を伺います。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（茂手木直忠君） 管理課長。

○管理課長 管理課の高澤でございます。

今回支給対象となる業務につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応した職員ということにしております。職種は特に限定しておりません。ですから、患者さんですとか、疑われる患者さんと接するような業務をした職員は対象となります。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 最後にちょっと要望だけ申し上げますけれども、やっぱり医療スタッフは常に感染しているかどうかというリスクは心配があって、そういう面では今後、今、抗原検査であったり、ないしは抗体検査、短時間でできるような部分で医師をチェックしていくとか、そういった取組もフォローアップしていただけたらというふうに思います。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに。渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 一括でお聞きします。

資格とか関係ないということだったんですけども、これは職員さんで非正規の会計年度任用職員さんも対象となるのかという点と、あともう1点、特殊勤務手当、今回4,000円と3,000円が支給されるわけですけど、これは今までは感染症に関して対応しても特にこういったものはなかったのか、その点についてお伺いします。

○委員長（茂手木直忠君） 管理課長。

○管理課長 管理課の高澤でございます。

まず、お一つ目の会計年度任用職員ですけれども、こちらの職員につきましても、対象となる業務に従事した者に対しては支給対象となります。

それと、これまでの感染症を対象とする手当なんですけど、これまでも制度的にはあったんですけども、要件として、感染症の予防ですとか、感染症の患者に対する医療に関する法律がございまして、こちらの一類感染症だとか、二類だとかと言われているような、具体的にいうとエボラ出血熱という感染症に対応したようなケースがございましたら、支給対象となる制度はございました。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） どうぞ、渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症によって、今回特例、特殊勤務手当というものが設定されますけれども、それ以前から制度としてはあったという認識で了解しました。

実際出したことがあるのか、金額等は、今回のものがコロナだけに限定しているのか、もし感染症がほかに今後いろいろある場合に、コロナ以外でも同等の金額、この金額が支給されるのか、過去と今後について、お伺いします。

○委員長（茂手木直忠君） 管理課長。

○管理課長 従前の制度では、手当額としては一日150円という制度がございました。今回は、国の制度がございまして、そちらに準じて支給額等は検討したものでございます。今回の4,000円と3,000円というのは、新型コロナウイルス感染症に限定したものでございます。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 了解しました。今まで青葉さんは感染症病床があっても、もし何かそういう対応があっても、特殊手当150円だったという理解になるかと思うんですけども、それも見直し、今回コロナので適正なというか、かなり危険度があるとみなされて、特殊手当が制定されたのはすごくよいと思うんですけども、併せて今後についても、まだいろいろな感染症が出てくる可能性もあると思いますし、見直しが必要なのではないかとということで、国が決めないと、なかなか下りてこないのかなという気はしますけれども、そのあたりまで今後検討していく必要があるのではないかと申し上げまして、終わりです。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第69号・令和2年度千葉市病院事業会計補正予算（第1号）についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（茂手木直忠君） 賛成全員、よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

一応長くなったんで、換気もお願いします。

[病院局退室、保健福祉局入室]

発議第4号審査

○委員長（茂手木直忠君） 次に、発議第4号・千葉市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

審査の方法でございますが、まず提出者であります梶澤委員から提案理由を聴取した後、各委員から提出者に御質疑をお願いいたします。なお、質疑に際し必要により当局に補足説明を求めたい場合には、その旨述べていただきますようお願いいたします。また、提出者におかれましては、答弁は簡潔にお願いするとともに、御意見がある場合には、ほかの委員の質疑終了後をお願いいたします。

それでは、梶澤委員から説明をお願いいたします。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 今回の条例提案は、先ほど来議論ありましたけれども、新型コロナウイルス感染症に感染した個々の被保険者に対して、傷病手当金の支給をするための条例を一部改正するということでもあります。先ほどの専決処分の議論の中でもありましたけれども、傷病手当金が支給されるというのは大きな前進だと思っております。

ただ一方で、先ほど申し上げた自営業者が支給の対象外とされたこと。我々としては、自営業者の方、市内で頑張っているし、いろいろな世帯の年収というか、所得はいろいろな幅があるかと思いますが、同じ方だということだというふうに思っていますし、国のほうも、自治体は上乘せは可能であるということで、国も出しております。

ですから、千葉市が判断できることであれば、自営業者を対象とすることもできるというものでありますので、本当に新型コロナウイルスにかからないというのが一番あれですけども、かかったときに自営業者の方もしっかりフォローアップできるようにという趣旨のものでございますので、どうか委員の皆様方に御賛同いただきたいと思います。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 御質疑等がありましたらお願いいたします。石川委員。

○委員（石川 弘君） この共産党さんからの発議なんですけれども、これは事業所の人たちにもこういうふうな傷病手当金の支給をお願いしたいということで、事業者たちというのは、何かしらの今まで給付金というのはないんでしょうか。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 今の御質問というのは、経営者の方に出ているのかということ。あくまで傷病手当金という面では、当然ながら自営業者の方には出ないという形になりますんで、そこについてのフォローアップが必要だということ。国は、いわゆる被用者というのは青色、白色の申告形態を問わず、家族従業員が対象となるというふうにしているわけでありまして、市として、そこも判断すれば、我々としては今回条例で盛り込んでいる事業所得があるというところで支給を対象に含めたい、そういう考え方でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 石川委員。

○委員（石川 弘君） 一問一答といいますか、お伺いさせていただきます。

個人の給与所得者の人たちに対しては、国民健康保険条例でもって、給付金というか、傷病手当金を支給していただく。それに対して今度、事業所得がある事業者に対しても、傷病手当金を支給していただきたいというのが趣旨ですよ、違いますか。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 個人という部分でいうと、要するに非正規とかの方なんかは、雇われていて、そこからお金をもらっているという、そういう方々は基本的には対象になっていると思うんですけども、自分たちで事業をやっている自営業者の方というのは今回対象外ということでございますんで、そこを含めていただきたいという、そういう考えでございます。

○委員長（茂手木直忠君） 石川委員。

○委員（石川 弘君） ちょっと衛生部の方にお伺いしますが、事業者の方たちには何かしらの給付金とか、そういうのを出されているんでしょうか、いかがでしょうか。

○委員長（茂手木直忠君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

直接確かに病気やけがに対してということで、傷病手当金ではございませんが、事業主の方も今回のコロナで当然病気にかかってしまえば、事業に支障があることもあり得るんで、そういった場合には持続化給付金ですとか、千葉県の中企業再建支援金、あるいは千葉市のテナント支援協力金、また国民健康保険のことですと減免の措置などが該当になる場合があり得るということで、給与所得者、被用者の方とは違った形での側面的な支援があるものというふうに理解しております。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 石川委員。

○委員（石川 弘君） 私としては、共産党さんのこの発議に対して、ほかの面からも事業者に対しては措置をしているということなので、今回は賛成しかねるということでお伝えさせていただきます。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに。向後委員。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員（向後保雄君） 発議に対しての質問なんですけど、例えば先ほど63、65のときに、一部質問もあったとは思いますが、そのときの繰り返しになりますけど、役所のほうにちょっと質問したいと思いますが、もし傷病手当を出そうとした場合、先ほどもありましたけど、どういった基準で出せるのか。私は、個人的には難しいんじゃないかと思うので、出そうとした場合、先ほども梶澤委員から一部ありましたけど、可能性としてはどういうふうにしたら出せるのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（茂手木直忠君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長 これは国でもいろいろ議論されているところでもありますけれども、自営業の方、例えば漁業の方もいらっしゃいますし、農業の方もいらっしゃいます。そうすると、時期によって、収入が全然違くなっていると。例えばお米を収穫する時期だったり、船に乗っている時期だったり、そうではない時期だったり、様々ありますので、その時期によって、収入が多い少ないがありますので、その基準となる額を算出することは非常に困難であるという話は国でも出ております。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 向後委員。

○委員（向後保雄君） 当然そうだと思います。基となるものというのは、いわゆる給料の3分の2という話もありますので、そうすると事業主に対して、どういう根拠で出すべきだと発議のしている梶澤委員から聞きますけど、その辺の根拠をちょっと教えてもらいたい。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） あくまでいろいろな先ほど言われたとおり事業者によって、やり方によっては、収入だとか、あれが違いますが、そのとおりなんですけど、申告ベースで幾らだと、所得、前年の部分だとか、そういうのを見て把握し、当然ながら都度というのはあるかもしれませんが、そこをベースに、申請ベースで支給していくという必要があるのかなと思います。

○委員長（茂手木直忠君） 向後委員。

○委員（向後保雄君） この発議に対しては、基本的に把握するのが難しいと。所得というのは、事業年度が終わってからでないと把握できないということもあるんで、この時期で傷病手当を事業主にというのは、非常に難しいと私は思うので、私たちとしては重ねてこれは賛同しかねるというふうに申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに。酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 提出者の梶澤委員のほうに2点御質問させていただきます。

今、石川委員、そして向後委員のほうからも質問がありまして、当局からも補足の説明があったところがございますけれども、要するに事業者を対象に加えるとなると、恐らく基準額の算出というのは非常に困難になると。そうすると、普通に考えて、こういう制度は公平性がすごく大事なんですけども、公平性の担保というのが非常に保てないなというのを感じます。

先ほど63号、65号のときにも、梶澤委員本人がおっしゃられていたんですけども、収入が様々だということに対して、ごもつともだというふうにコメントされておりました。ごもつともだとされているし、公平性担保というのは、こちらも疑問が残ります。そこについてどのよ

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

うに考えるのか、お答えいただきたいと思います。

それから、2点目は、先ほど補足の答弁にもあったんですけども、被用者とは違った側面的支援というのが、例えば保険料の減免であったりとか、今回だったら持続化給付金とか、県の支援制度だとか、様々被用者とは違う側面支援がきちっとあると。

もともとこの制度は、立場の弱い被用者の傷病者のための支援だというのがあるのに関して、片や事業者にはちゃんと側面的支援があるのに、さらにというところは、全体的なバランス、格差をつけちゃいけないんだというふうにおっしゃっていますけど、それが格差になったりとかするんじゃないかと思えますし、そこの何かバランス関係はどうやって考えていらっしゃるのでしょうか。

以上、2点、お願いします。

○委員長（茂手木直忠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） ありがとうございます。公平性の担保という面では、私が申し上げた公平性の担保というのが、国保の被保険者や世帯構成に占める自営業者は16%いると言われていまして、一定数国保の加入者でいるわけです。その方の年収は、先ほど言ったようにいろいろな方がいて、確かにばらばらではあるんですけども、そこは除くというほうが、基準を決めていくという面では、ある意味いろいろな幅があるというのはそのとおりなんですけど、対象の部分では、そこを含めるというのが公平性の担保になるんじゃないかという気がします。現実問題、我々も全国調査しまして、例えば岐阜県飛騨市なんかは独自にこういう方も対象に入れて、フォローアップしているということなんです。

ですから、確かにおっしゃるとおり事業者にはいろいろな支援メニューがあって、ですけども、自営業者ってやっぱりいろいろあると思うんですよ。それを受けられるメニューって、国のも市もやっぱり受けられるものもありますから、あくまでコロナにかかったというところでストップしてしまうことに対しては、平等に公平にフォローアップしていくべきじゃないですか。そういう面では、公平性を担保できるということでございます。

○委員長（茂手木直忠君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 少し聞いた趣旨とはちょっと違う答弁だったなという印象でございます。全体的に説明そのものですね、制度というのは、きちっとどの人にも分かるような形で説明のつく制度でないと、給付するものですから、お金ですし、非常に私は大事なものだと思っています。それに対して、説明全体的には何となく抽象的な表現が多くて、曖昧であるというのが聞いていての感想でございます。

そういう意味では、先ほども申し上げたように、もともとは被用者という給与をもらっているという勤め人、立場の弱い人たちに求められた制度を事業者にもというところにちょっと広げるには、少し無理があるなというふうに感じています。

今回、特に国保については減免できる制度もありますし、また経済的な支援もしっかりと今回用意されておりますので、こういったところで本当に困っている国保の事業者には、私は支援していくべきだというふうに考えますので、この発議には賛同いたしかねます。

以上。

○委員長（茂手木直忠君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） この発議に関しまして、我が会派でも研究させていただきました。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

2点ございます。

まず、国保に関しまして、自営業者さんの収入を算定することは非常に難しいという点が1点目。

2点目に関しまして、売上げ減少等におきましては、事業経費の補填措置が行われております。例えば、先ほどもおっしゃっていただいたテナントの賃料の補填等でございます。そういった点では公平であると考えておりますので、我が会派としては、この発議に賛成いたしかねます。

なお、補足といたしまして、ひょっとして個人事業主さんでも給与として支払いを受けているケースがあるのかなと思って調べましたところ、その場合は会社を設立して、報酬を受け取るという形になるので、国保ではなく、社保になるので、該当外ということでございました。これは補足でございます。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） 三須委員。

○委員（三須和夫君） 栢澤さんからいろいろお話がありましたけども、我々も会社をつくって、従業員を使ってやって、我々まで面倒見てくれるというのはちょっと言いづらいし、そこまではやらなくても私はいいと思うんだよね。とにかく安定していない人たちのことをまず守ってやって、それで今回この件については、自民党はみんな反対だけども、私も個人的にはそこまでやらしてもらわなくても、自分のことは自分でやると。経営者としてお願いします。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 済みません、栢澤さんにちょっとお伺いしたいのが、今回この対象となる方のイメージとして、どんな職種でどれぐらいの収入で、いろいろ多様にあるというのを言われていますけれども、想定して、これを出したら助かる、これしか当たらないだろうという業種とか、そういった方の想定があればお示しいただきたいんですけれども、ありますでしょうか。

○委員長（茂手木直忠君） 栢澤委員。

○委員（栢澤洋平君） 自営業というのも本当にいろいろありまして、我々がイメージしているのは、例えば地域の商店だとか、畳屋さんだとか、ないしは床屋さんだとか、いろんなそういう自営でやられているような方に対してフォローしていきたいということなんです。

先ほど申し上げたとおり、大体一般的に16%ぐらいいるということなんで、もっと挙げれば、いろんな自営業者というのが多分あって、今言われた具体的な人数ベースで申し上げますと、先ほどの当局のやつで120人という数が示されておりました。我々としては、半分程度ぐらいじゃないかなと。だから、60人ぐらい。

ですから、コストとしても、そんなに多額にかかる話じゃございません。150万円だか、200万円だか、その程度の話なんです。だから、今、三須委員も言われましたけど、できるだけ弱い立場というか、弱い立場の人は自営業の方も当然いて、だからそこは公平にフォローアップしていくべきだろうということでございます。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。職種がいろんな方がいるというのが見えなくて、どうしたらいいのかなというところで、千葉市として、国保の中で就業形態によって収入

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

がどれくらいとか、そういったことまで見えるのか。病気で収入が減少すると本当に困るような底辺というか、個人事業主でもすごく収入が少ないような事業者がどれくらいいるかとかいうところまで把握ができるのかできないのかということをちょっとお伺いしたいんですけれども。

○委員長（茂手木直忠君） 管理課長。

○管理課長 それは正直申し上げて簡単にはできないと思います。個人事業は本当に多様でするので、例えば不動産管理みたいな形で賃貸しているような方は、コロナにかかっても収入は減らないかも、それは別のことによって減るかもしれないですけども、自分が常に被用者みたいに、事業に対して9時から5時まで働かなくても、収入が入ってくる事業というのはたくさんあるわけで、本当に産業分類とかで、それこそ国勢調査とか、いろんな千葉市の産業分類みたいなのもあって、様々な事業の職種があると思うんですけども、それらについて、今回のコロナの状況を踏まえると、きっと減っただろうとか、いや減ってないだろうとか、それは本当に詳細な研究をしないと分からないことだと思います。

以上でございます。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。自分自身の周りでもシングルで就労していないで、自分で起業している女性とかがいると、もしかしたら対象かもなとか思いながら、でも相手が見えない中で公平に出すというのも確かに難しい、皆さんの意見を聞いている中で難しいなというふうに考えて、実際に今現時点で本当に出さなきゃいけない対象者、自分がコロナにかかって、2週間の収入が本当に減って、すぐ困るという人が今すぐ見えていれば、私も賛成しようかなと思っていたんですけども、ちょっと今その対象者が実際に見えないというところと公平性をということで、今、改正して、対象者を拡大すべきまでとは言えないんじゃないかということで、今回は残念ながら賛意は示せないということでよろしくお願いします。

○委員長（茂手木直忠君） 採決いたします。

お諮りいたします。発議第4号・千葉市国民健康保険条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（茂手木直忠君） 賛成少数、よって、発議第4号は否決されました。

それでは、説明員の方は退室願います。御苦労さまでした。

[保健福祉局退室]

年間調査テーマについて

○委員長（茂手木直忠君） 次に、年間調査テーマの設定について御協議願います。

常任委員会の機能強化の一つとして、所管事務調査の充実が掲げられ、平成29年度より年間調査テーマが導入されているところでございます。

年間調査テーマの設定については、第2回定例会の委員改選後に開催される委員会において設定するか否かを協議し、決定することとなっております。その結果、年間調査テーマを設定する委員会と、当初は設定しなくても適宜必要に応じて所管事務調査を実施していく委員会に分かれることも想定されますが、それについては各委員会の自主性に任せるとされております。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

それに従いまして、委員の皆様には、当委員会としての今期の年間調査テーマについて御協議いただきたいと存じます。

なお、議長より、本市に多大な影響のあった昨年の台風等による自然災害や新型コロナウイルス感染症などに関する危機管理について、各局それぞれ課題があると考えられることから、各常任委員会の所管事務調査等において調査していただきたいと依頼がございました。

緊急事態宣言が解除されても、引き続き新型コロナウイルス感染症対策のため、多忙な局もあるかと思っておりますので、正副委員長といたしましては、状況を見極めながら調査したいと考えております。このことにつきましても、委員の皆様のお意見をいただければと思います。

それでは、年間調査テーマについて、御意見等お伺いしたいと思っております。どなたかいらっしゃいますか、発言する方。酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 基本的には、委員長、副委員長一任でいいと思っています。

ただ、何もないなという、もし何かあったら、個人的に少し思っているのは、昨年の台風災害なんかも踏まえてなんですけれども、かなりニッチな分野ですけども、高齢者とペットの問題というんですか、ペット飼養というのがコロナ禍の中でも非常に関心が高まっているというのがありますし、ペットを飼っていらっしゃる方の御家庭は、実は国内の中でも子供が家庭にいらっしゃる数よりも多いという、ペットの問題というのは、なかなか切り離せない、今、暮らしの中で切り離せなくなって、高齢者にとっても生きがいだったりとか、そういうものになっていて、先進都市なんかを見ると、実際に例えば介護認定なんかのときに、ペットを飼っているか、飼っていないかというものもチェック項目があったりとかするぐらい、実際に何か高齢者の暮らしの中で介護に関わる何かがあったときに、ペットも含めてどうケアしていくのかというようなことというのは、先進的な都市では結構テーマになったりするんです。

ペットで災害ということになると、今度は避難支援のときにペットの同行支援なんていうのも、昨年千葉市では比較的先進的に取り組んだということはあるんですけども、本当にコロナも重なってきたときに、現実には高齢者の暮らしということで考えると、非常に具体的に考えていかなきゃいけないテーマなのかなというふうに思ったので、若干そういう災害とか、ペットとか、高齢者というようなところでのくくりというのは、一つ、済みません、個人的な関心テーマとして挙げさせていただきます。

ただ、基本的には、委員長、副委員長に一任したいと思っております。

○委員長（茂手木直忠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） せっかくなんで、一つだけ、コロナ禍でもますます必要とされてきているであろう地域包括ケアの特に生活支援の部分の研究を進めてはどうかというふうに考えますが、最終的にはお任せいたします。

○委員長（茂手木直忠君） ほかにございますか。椛澤委員。

○委員（椛澤洋平君） ちょっとコロナの防災の部分と兼ね合いになるのかもしれませんが、保健所の建て替えなんかもありますので、その辺の部分と病院行政なんかはどうかなと思います。

以上です。

○委員長（茂手木直忠君） ほかに会派で何か意見はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（茂手木直忠君） 一応コロナとか、いろんな問題があって、忙しいというか、多忙な中で、年間のテーマを決めて、今からすぐに決めて、動き出すというのは、何かと無理なことが起こる可能性があるんで、その辺を慎重に今出されました御意見を入れて、自民党さんは何か御意見はありますか。三須委員。

○委員（三須和夫君） 委員長、副委員長にお任せします。

○委員長（茂手木直忠君） 分かりました。今出された意見を参考にして、また諸般の事情をかいま見て、それで正副に一任ということでお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

委員会視察について

○委員長（茂手木直忠君） 最後に、委員会視察についてです。

例年実施している委員会視察については、全国市議会議長会より、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため自粛要請の通知が来ていることや、緊急事態宣言が解除されても、引き続き感染防止の取組を行っていく必要があることから、本市議会として中止することになりました。委員の皆様のご理解、御協力をお願いいたします。

大変長い時間にわたって本当に皆さん御協力ありがとうございました。御迷惑かけたことをお詫びいたします。

以上で、保健消防委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

午後 1 時 31 分散会